

教育民生常任委員会
予算常任委員会教育民生分科会

(平成31年 2 月 28 日)

○ 伊藤嗣也委員長

おはようございます。

昨日に続きまして、教育民生常任委員会を再開いたします。

本日、諸岡委員が少しおくれてこられるというふうに連絡が入っております。また、中森委員におかれましても少しおくれてこられるというふうに連絡をいただいておりますので、どうかご理解いただきますよう、よろしくお願いいたします。

なお、本日は昨日請求のありました資料をお手元に配付させていただいておりますので、資料の説明をまずしていただき、その後、質疑というふうに入っていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、説明のほうをよろしくお願いいたします。

○ 川邊教育支援課長

おはようございます。教育支援課長の川邊でございます。

昨日、タブレット端末の導入につきまして多くのご意見、ご指摘をいただきましたことにつきまして、再度資料のほうを整理させていただきましたので、もう一度ご報告をさせていただきます。

お手元の資料の2ページをごらんください。

まず、1番として、タブレット端末の活用場面のイメージでございます。一般的にタブレットによる活用の方法としては、下のイラストで示したような場面が考えられます。個別活動の場面、学習の場面や協働活動の場面と、いろんな場面で活用が考えられるということで、今度導入されましたらこういう活動を広めていきたいというふうに思っております。

2番目が効果的な活用モデルの例としまして、上のいろんな場면을教科ごとに落としたものでございます。全ての教科について記述はしてございませんが、いろんな場面でいろんな教科の単元で使えるということを例示させていただきました。

それから、3番目でございますが、きのう、藤田委員のほうからお話がありましたプログラミング教育とタブレット端末の導入の関係ということでございますが、小学校におけるプログラミング教育四日市版カリキュラムに基づいて、タブレットにもスクラッチを導

入して学年に応じたプログラミング教育を進めていくと。今年度、試行的に始めたパソコンにスクラッチを入れて始めているわけですが、タブレットにも今後は導入していきたいというふうに考えています。

そして、キャラクターを動かす等のプログラミング体験やデジタル作品の製作を通してプログラミングの基礎を子供が学んだり、また、子供がタブレットを活用して算数の正多角形の作図、理科のセンサーを用いた電気の効果的な利用等について、教室においてプログラミング教育ができるというところが一つ今までと違うところかなというふうに思っております。

続きまして、3ページでございます。

そうしたタブレット活用を進めていく上では、教員の扱う能力の向上というのが不可欠になってまいります。そこで、まず、そうした事業がちゃんと効果的に行われるように、導入前の研修、ICT担当者研修会というのを毎年やっておりますので、そういったところでタブレットの使い方を研修してもらって校内で広めていく。それから、導入後につきましても出前研修、各校の要望に応じて指導主事等が授業での活用方法について出前研修を行っていく。それから、指導事例の提案、実際にどう使っていったらいいのかということは、もちろん資料でも配っていくんですが、それ以外に本課の研修員によるタブレット活用の課題研究等を行って、その指導事例を各校に紹介していく、そういったことを考えております。

5番目です。本市が目指すタブレット端末導入の狙いでありまして、4番までに述べてきたようなことを踏まえて本市はタブレット端末導入の狙いとして以下の4点を考えています。

一つ目は、情報化社会にて適応した子供の育成ということです。情報化社会に適応し、適切に学んで生きることのできる四日市の子供の育成。

二つ目がICT環境整備です。新学習指導要領実施に向けて、ICTを活用した学習を日常的に行える環境整備を進める。

3点目が、これも学習指導要領に出ております主体的、対話的で深い学び、これを進める上で、子供がみずからの疑問を意欲的に調べ、発表や情報交換を通して理解や知識を深める。

4点目が教員の授業改善でございます。教員が授業にタブレットを活用することで――きのう資料で少しお示しさせていただきましたが――話し合いの時間を多く確保したりと

か、そういう授業改善につなげることができるということを狙っています。

そうしたところを狙いながら、子供たちがICTを活用してみずからの考えを表現し、互いに学び合う協働的な学びというのを推進して、問題解決能力や情報活用能力を育成し、そして学力向上につなげていくというところを大きな狙いとしていたいと思っております。

最後、6点目でございます。タブレット端末の1校40台配備ということについてですが、現在、文部科学省のほうで普通教室のICT環境整備というのを段階的に向上させていくということを求めてきております。各自治体が早急に授業展開に応じて必要なときに1人1台可動式PC——これがタブレット端末のことでございますが——を配備することを求めてきています。

本市においても、市内全ての小学校に対して、まずは1学級の最大人数規模である40台を配備することでタブレット端末が活用できる学習環境を整備したいと考えています。

学校当たりの学級数によって学級ごとのタブレット端末の活用頻度のばらつきが生じるということは否めないわけなんですけど、大規模校にあっても、少なくとも週に1回は学級の1人1台タブレットを活用した授業を行うことが可能であります。また、2人で1台、4人で1台といった使い方をすることによって、複数学級で同時に使用することもできます。そういった活用のバリエーションを組み込みながら活用を進めていきたいというふうに思っています。

ただ、先ほど申し上げましたが、一律40台というタブレット端末は大規模校、中規模校、小規模校でそれぞれ活用頻度のばらつきが生じるというところで、より今後は活用を図りながら効果を上げていくという中で、少しでもそういう違いを段階的に埋めていけるように、追加配備等も検討していきたいと考えているところでございます。

以上で説明を終わります。

○ 伊藤嗣也委員長

ありがとうございました。

それでは、質疑のある委員の方、挙手にて発言願います。

○ 藤田真信委員

資料の作成、ありがとうございました。

きのうの諸岡さんとか中森さんの議論の中で出てきている論点というか、簡単に言えば、

結局は狙いというところと、あとは効果の検証というところだったと思うんですけれども、あと、狙いとか効果に即して各校40台というタブレット配置でいいのかどうかというようなお話だったと思うんですね、簡単にまとめてしまえば。

お二人がいないので違った話になっていってしまうかもしれないんですけれども、私の思いとしては、お二人がおっしゃっていたようなこと、非常に大事だとは思いますが、ICTというのはあくまでもツールであって、今まで教育大綱であるとかビジョンであるとか、学力向上もビジョンとかをつくっていただいている中で、総合的な一つの柱の活用としてタブレットが出てきているというふうなところは、やっぱりしっかりと押さえていただくということが僕は大事だと思うし、きのうの議論の質疑の中で、理事者側からそういった大きい視点での話というのが出なかったのが僕はちょっと残念だなと思っています。

いずれにしても、諸岡さんがおっしゃったようなタブレット40台でどういうふうな効果が出たかという検証はもちろん大事だと思います。ただ、それは総合的に全体像の中の一部として判断していただくということと、あとは、その中で具体的な1年間活用していただく中でふぐあいが出た場合に、40台では足らなければどういうふうな形で次年度以降は対応していくかとか、そういったところはしっかりと検証していただくというところだけお願いしたいなというふうに思っています。

特に来年度は、プログラミング教育というふうなものが必修化される上での準備期間としては非常に大事な時期になってきます。小学校の中で本当に一部分だとは思いますが、プログラミング的な論理的な手法を養っていくというふうな過程というのは、全部が全部、本当の意味で科目化されるわけじゃないし、もっと言うと、全部が全部それで授業をつくっていくというわけではないので、あくまでも一つの柱なんですよね。全体の中での一つの柱として、最終的にビジョンの中で掲げられている四日市として子供たちをどういうふうに育てていくか、育成していくかというところを、その部分の効果をしっかりと大事に捉えていただいてプログラミング教育にも活用していくという視点をとっていただくことをお願い申し上げたいと思っています。

意見ということで、資料、本当にありがとうございました。

○ 伊藤嗣也委員長

他にご質疑のある委員の方はおられますか。

○ 荒木美幸委員

このタブレットについては、議案聴取会の際に導入後の使い方と効果について、実はお尋ねをさせていただいたと思うんですが、導入をまずしてからということでしたので、私も引き下がってしまった手前、意見をすることは恐縮なんですけれども、その際に、反転教育についてどのように考えるのかというようなことを少しお話しさせていただいたと思うのですが、今後の進め方の中には反転教育という言葉は出てきておりません。これはその次の段階になるのかもわかりませんが、反転教育というものについてどのように考えているのか、全く考えていないのか、少しお聞かせをいただければと思います。

○ 川邊教育支援課長

教育支援課の川邊でございます。

反転教育についてということですが、まず、全員1人1台、本当に子供ら1人1台に行き渡ったときは反転教育というのは考えていく必要があるかなというふうに思っていますが、今の時点ではなかなか持ち帰りというのが難しい段階で、反転教育というのはなかなか取り組みにくいかなという判断はしております。

○ 荒木美幸委員

ありがとうございます。

まずはハードが整わないと難しいのかなとは思いますが、でも、佐賀県の武雄市などでは成果が出ているという結果が出ていますので、これから順次始めていくに当たっては、そういったところもしっかりと研究をしていただいて、反転教育もメリットとデメリット、やはり両面あるようですので、果たして本当にそれがいいのかどうかも含めて、これは少し時間をかけてで結構ですから、せっかくタブレットを導入していくスタートにきていますので、ぜひ調査研究をして、今後どうしていくかということの整理をしていただければと思います。これは意見です。

○ 伊藤嗣也委員長

他にございますでしょうか。

それでは、私のほうからも聞かせてもらいますが、ハード面、40台整備されるというこ

とですが、教える先生、やはり教える側の知識も大事で、中にはこういうタブレットと申しますか、電話でもそうですが、昨今はこういう電話も多いわけですが、 아이폰とかいろいろあります。得意な先生と不得意な先生がおられると思うんですよね。そこら辺の対策というか対応は事前に必要で、ここにも3ページに書いてもらってあるんですが、もう少しこの辺をわかりやすく教えていただけませんかでしょうか。

○ 川邊教育支援課長

教育支援課長、川邊でございます。

電子黒板を導入した当時でも、やはりなかなか電子黒板を活用できない、授業の中にICTを活用できないという教員がおりました。そこを出前研修をしたり、いろんな担当間で普及していくことによって、少し時間はかかりましたが、今、ICTの活用、授業中の活用率というのはほぼ100%に近い形で活用できるようになってきております。タブレットも同じように、導入の段階ではなかなか今まで触ったことのない教員も中にはいるというのは事実と思いますので、研修を行って、まずは触ってもらうということが大事ななというふうに思っています。

タブレットではないんですが、プログラミング教育も同じでして、初め、取っかかりというのはなかなか教員もしなかつたんですが、ことし移行期ということで、プログラミング教育の出前研修をしたら、初めはおっかな触っていたんですが、そのうちに先生がやめと言ってもやめないぐらい触りだしているんですね。そういうところをどんどん、おもしろさというか、よさというか、使うと授業ってこんなに変わるんだというところを感じさせるような取り組みをうちとしてはやっていきたいというふうには考えております。

○ 伊藤嗣也委員長

ありがとうございます。

そうやってご努力いただいている、先生方もだんだんレベルが上がっていくんだと思うんですけども、やはり先生のレベルの差によって、せっかくのことが生かされない、せっかくのいいものが生かされないということは、差といたらあれですけども、子供たちでもかなりレベルの高いお子さんも中には結構おられるんですね、今、家のほうで使われておられたりして。その辺で、子供さんの中でのレベルも違うと思うんですけども、これを導入してやっていく中において、先生のレベルの差、児童は経験を含めたレベルの

差というものをどのように、ハードは一緒であったとしても、どのような対策を打っているのか、非常に大事、それをちゃんとしていなかったら、成績を上げるとか、そういう方向に生かしていくことが難しいと思うんですけれども、その辺はどうなんでしょうか。

○ 川邊教育支援課長

教育支援課長、川邊でございます。

今、学校ではO J T研修というのが進んでいます。自分たちの得意分野を教員同士の中で研修し合う、そういう取り組みを進めていますので、タブレット端末についても、やっぱり導入のときは、もちろん出前研修をうちもするんですけれども、O J T研修の中で校内でこれを使っていくことが当たり前なんやというふうな形で、中で研修を積んでいってもらおうということが一つ考えられるかと思えます。

それと、あとは、教科によっては担当教科の専科制みたいなものをしくことによって、得意な先生がその教科はタブレットを使った授業を特化してやるということも一つの方法としては考えられるかもわかりません。

子供については、得意な子がいて、先生を飛び越してやっていく子はやっぱりいると思いますので、そこは先ほどの協働的な学びの中で子供同士の教え合いを進めていくというのも一つの方法かというように考えております。

○ 伊藤嗣也委員長

ありがとうございました。

さまざまなことが起こってくると思いますので、バックアップ体制をきちっととっていただいて、よかったなど、子供たちが家に帰って、お父さん、お母さんにこういうことをやったんだよとか、そういう話ができる環境も大事やと思いますし、テスト的に入れて、台数もふやしていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

他にご質疑。

○ 笹岡秀太郎委員

きのう退席しましたので、どこまで議論が進んでいるのかちょっとわからずに申しわけないんですけど、重なっておったら済みません、ごめんなさい。

近年、サイバーセキュリティとか学校のネットワークの安全性というのが非常に騒が

れていて、まだ文部科学省は具体的なガイドラインが出ていないと思うんですけど、それぞれの自治体が導入するに当たっては、その辺の認識というのは大事かなと思うんですけど、どのあたりまでその辺の構築はなされているかというのを確認したいんですけど。

○ 川邊教育支援課長

一つ確認させてください。どのあたりというのは、どういうふうに答えたらよろしいでしょうか。

○ 笹岡秀太郎委員

国のガイドラインが出れば一番、四日市もそれに準ずればいいと思うんですけど、認識不足で申しわけないんですけど、まだ出ていないと私は認識しておるんです、文部科学省のほうもね。ですから、そのあたりを待つのではなくて、四日市は導入に当たってその辺の視点というのはどこに置いてあるのか。文部科学省の指導を待つのか、それとも独自のセキュリティ対策をするのか、その辺を確認したいんです。

○ 川邊教育支援課長

四日市は独自でセキュリティをしいておりますので、国のガイドラインを待たず、四日市は独自でセキュリティのものを構築してやっているというふうに。

○ 伊藤嗣也委員長

世古教育支援課グループリーダー、補足説明をお願いいたします。

○ 世古教育支援課・研修・研究GL

教育支援課研修・研究グループの世古でございます。先ほどのご質問にお答えさせていただきます。

本市におきましては、各学校においてネットシェーカーと言われるようなセキュリティの機械を導入し、本市独自ではありますが、子供たちが不正なアクセス、もしくは、見てはならないようなインターネットのページ等にアクセスしないようにきちんとセキュリティはかかっておりますので大丈夫だと思っております。

以上でございます。

○ 笹岡秀太郎委員

そうすると、今あるシステムで今回の導入もしっかり対応可能という理解でよろしいですか。

○ 世古教育支援課・研修・研究GL

教育支援課研修・研究グループの世古でございます。

そのとおりでございます。現在、パソコン室にあるパソコンとタブレットに関しましてはセキュリティーのほうはきちっと通しますので、子供たちの不正なアクセスはないというふうに判断しております。

○ 伊藤嗣也委員長

セキュリティーを万全に期するという意味でいうと、他市の事例とかそういうところも確認していただいて、本市が今導入しているセキュリティーのフィルターが本当に万全なのかという検証もしっかりしていただくという作業も大事かなという思いがしますので、その辺、導入に向けて、現状もしっかりしたものをしていただいておりますと認識するんですけど、他市の状況で万が一何かあったときでは大変ですので、その辺も事例を調べてというところの対策も、それはもう考えていらっしゃいますか。

○ 世古教育支援課・研修・研究GL

教育支援課、世古でございます。

今お話をいただきましたタブレットの導入の時期に、同時期に先ほどお話しさせていただきましたネットシェーカーを新しいものに、セキュリティーがより厳しくなるものを導入する予定でございます。

なお、現在でも、1学期に各学校で旧型のネットシェーカーがきちんとセキュリティーがかかっているかということも業者と教育支援課のICT担当者が各小中学校を回っております。現在のところ、安全だということを確認しております。

以上でございます。

○ 笹岡秀太郎委員

安心しましたが、その辺の情報が余り議会に出ていなかったんじゃないかなと個人的には思うんですけど、できたら万全だよというあたりのPRも含めて、何かそういう情報を開示するというのも大事かなと思いますので、ぜひその辺の対策もしっかりやっていたらというふうに思います。

以上です。

○ 太田紀子副委員長

ちょっと踏み込んだ点で伺いたいですけれども、各科目、例として書いていただいているんですけども、四日市の教育委員会としては、どういう科目でどういうふうを使うということは、もう内容的に検討はされているのでしょうか。

○ 世古教育支援課・研修・研究GL

教育支援課、世古でございます。

大変申しわけございません。先ほどお示ししました資料には全部の教科を載せてはおりませんでしたが、本市としては、先行実施している先進的な市町の教科の取り組みや、インターネット、それから文部科学省等で配信されておりますさまざまな情報を集めておまして、各教科ごとの一覧という形で凡例を示すような形の準備をしております。この後、夏休みに実際にタブレットが学校に配置されて、まずは教職員にそれを触っていただき、触っていただく中で、各教科でこのようなことが使えるのではないかという提示はしたいというふうに準備をしております。

以上でございます。

○ 太田紀子副委員長

そうすると、各科に手を挙げていただいて、この科目で使うよというのは学校によって変わってくるという、そういう理解でよろしいのでしょうか。

○ 世古教育支援課・研修・研究GL

教育支援課、世古でございます。

委員おっしゃっていただくとおり、まずは各教科それぞれ、もしくは、各担任で使ってみたいというところから始めたいと思っております。教員の能力は先ほど委員のほうから

ご指摘いただきましたようにさまざまでございますので、最初からレベルを上げてしまいますとタブレットを余り使わないような教員が出てはだめだと思っておりますので、まずは、例えば小学校の担任であれば、道徳で使ってみたいというのであれば道徳で試みる、社会科で使ってみたい、それぞれの学年や担任の力量に応じて使ってみた上で、さらに教科において深度を深めたいと思っております。その際には、さまざまなモデル例も示せたらなというふうに考えております。

以上でございます。

○ 太田紀子副委員長

やっぱりこれもそもそも論になるんですけど、さっきご説明いただいたときに、週に1回、大規模校でも使えるようにというお話を伺ったんですけど、そういうときにたくさんの先生が、私も使ってみたいという方がみえるとしたら、週に1回よりも、やはり小規模校で何人かの先生が手を挙げていただいて活用していただく授業がやはりというところ、そこで教育委員会さんがお得意の公平性というところが担保できない部分もあると思うんですよ。今後、その導入数について検証を行ってもらって、ふやすところにはここにも書いていただいてありますけれども、早急にふやす手だても打っていただくようにということをお願いいたします。これは意見で。

○ 伊藤嗣也委員長

ありがとうございました。

他にご質疑のある委員の方はいらっしゃらない。

○ 笹岡秀太郎委員

ちょっと議事進行でよろしいか。

中森さんがこれを資料請求されたので、みえるまで留保していただいたらどうかなという思いでした。みえましたので。

○ 伊藤嗣也委員長

ありがとうございます。ご配慮いただいたご意見ですが、中森委員、先ほど笹岡委員からそのようなご意見をいただきましたので、どうか資料に基づいてご質疑がございました

らお願いします。

それでは、委員の皆さんに確認させていただきます。

議案第93号一般会計の予算に関する質疑は以上でよろしいでしょうか。

(なし)

○ 伊藤嗣也委員長

それでは、ご質疑もありませんので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に移ります。

討論のある方は挙手にてご発言願います。

(なし)

○ 伊藤嗣也委員長

なしという言葉いただきました。

討論もないようですので、これより分科会としての採決を行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 伊藤嗣也委員長

なお、全体会へ送るか否かは、採決の後にお諮りをいたします。

反対表明もないため、簡易採決により行います。

議案第93号平成31年度四日市市一般会計予算、第1条歳入歳出予算、歳出第10款教育費、第1項教育総務費（関係部分）、第2項小学校費、第3項中学校費、第4項幼稚園費（関係部分）、第5項社会教育費（関係部分）、第2条債務負担行為（関係部分）につきましては、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

○ 伊藤嗣也委員長

ご異議なしと認め、本件は可決すべきものと決しました。

最後に、全体会審査へ送るべき事項について、委員の皆様からご提案がございましたらご発言願います。

(なし)

○ 伊藤嗣也委員長

なしというお言葉をいただきましたので、送らないものとさせていただきます。

[以上の経過により、議案第93号 平成31年度四日市市一般会計予算、第1条歳入歳出予算、歳出第10款教育費、第1項教育総務費（関係部分）、第2項小学校費、第3項中学校費、第4項幼稚園費（関係部分）、第5項社会教育費（関係部分）、第2条債務負担行為（関係部分）について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する]

○ 伊藤嗣也委員長

ここで理事者の入れかえを行いますので、委員の皆様、少しお待ちくださいませ。

次、議案第140号債務負担行為の補正に入らせていただきます。

市民の方2人を含めて3名の方が傍聴に入られておられます。よろしいですか。

議案第140号 平成30年度四日市市一般会計補正予算（第7号）

第1条 債務負担行為の補正

○ 伊藤嗣也委員長

続きまして、議案第140号平成30年度四日市市一般会計補正予算（第7号）、第1条債務負担行為の補正について審査を行います。

本件は追加上程議案でありますので、資料の説明を求めます。

○ 広瀬教育施設課長

教育施設課長、広瀬でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

補正の資料でございますが、フォルダ01本会議です。13平成31年2月定例会議会、26（2月22日追加配付）平成30年度2月補正予算書（第7号）でございます。

それと同時に、同じフォルダの中に25（2月22日追加配付）平成30年度2月補正予算（第7号）案の概要というのも一緒に配付させていただいていると思います。説明はそちらの資料のほうでさせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

○ **伊藤嗣也委員長**

よろしくお願いいたします。

○ **広瀬教育施設課長**

それでは、ご説明させていただきます。

一般会計補正予算（第7号）債務負担行為の廃止をお願いするものでございます。

2月21日の議員説明会でご説明させていただきましたとおり、大矢知興譲小学校改築事業につきましては、施設改善の方針として、改築ではなく増築を選択いたしました。そのことにより、現在契約しております大矢知興譲小学校改築工事設計業務委託を解除する見込みでございます。そのために平成31年度の業務が不要となるため、債務負担行為の廃止をお願いするものでございます。

なお、平成31年度中に増築案の設計業務予算の補正をお願いする予定でございます。

説明は以上でございます。

○ **伊藤嗣也委員長**

ありがとうございました。

説明はお聞き及びのとおりでございます。

これより質疑に入ります。

ご質疑のある委員の方は挙手にてご発言願います。

○ **藤田真信委員**

債務負担行為の廃止というふうなことで、平成30年度から平成31年度までの2年間にまたがって1億2120万円ということで限度額を設定していただいて、今年度は基本設計とい

う形で改築工事の設計業務の委託をしていただいたということなんですけれども、結局2年間の債務負担行為が1年度目で切れてしまうということで、委託業者さん、業務先の委託先に対しての対応といたしますか、例えばこれがストップしちゃうことによって、代表質問でも取り上げられておりましたけれども、そういった委託業者さんに対する違約金であるとか、そういったものが発生するのとかかというところの細部についてお伺いさせていただきたいんですけれども。

○ 広瀬教育施設課長

教育施設課、広瀬でございます。

この債務負担行為の廃止をお認めいただきましたら、議了日をもって設計業務委託の契約解除の相手に通知をさせていただき、また、その後協議を行う予定でございます。契約解除につきましては、今年度末で完了する基本設計分に加えて、設計事務所は非常にこの設計業務に意欲を示していたため、損害賠償も必要となる可能性が非常に高いと考えております。損害賠償の費用が必要となった場合には、協議が整った時点で損害賠償費として補正を議会に上程させていただき予定をしております。また、この契約解除の状況につきましては、そのつど議会へもご説明をさせていただきたいと考えております。

以上です。

○ 藤田真信委員

わかりました。

基本はこの基本設計でかかった費用というのはもちろんお支払いをいただくと。ただ、廃止になった部分について、損害賠償、違約金の可能性も出てくるということで、それについては債務負担行為が議決された後ということで、そこから業者さんとの協議で具体的な金額が幾らになってくるかというのが見えてくるということでよろしかったでしょうか。

○ 広瀬教育施設課長

委員おっしゃるとおりでございます。

○ 藤田真信委員

今の段階では想定は難しいということでよろしいですね。

○ 広瀬教育施設課長

説明不足で申しわけございませんでした。

今の段階ではまだ業者との協議を開始できませんもので、想定は難しいと思っております。

ただ、損害賠償については、非常に設計事務所も意欲を示しておりまして、やはり今後の来年度実施設計をする予定であったということもございますので、その辺の人員配置とか、下請さんの手配等も行っておる可能性がございます。その辺について、非常に損害賠償の可能性が高いのではないかというふうに考えております。

○ 伊藤嗣也委員長

よろしいですか。

他にご質疑。

○ 中森慎二委員

議案第140号については、債務負担行為の減額補正ということなのですが、ただ、この行為は40億円をかける大矢知興譲小学校の改築案から増築案に大きくハンドルを切る大変重要な議案だと思うんですよ。きょうの資料を見ていても、委員会をどういうふうに考えているのかなって私は思うんですけど、単なる債務負担行為の修正ではないんですよ、この議案は。7年間、8年間かけて議論してきて、最終到達点に行くための大きな重みのある議案だと私は思うんですよ。単に債務負担行為の修正なんていう簡易なものじゃないんですよ。この後ろに物すごいものがあるわけですよ。にもかかわらず、債務負担行為を減額することについての、確かに議員説明会では説明がありましたよ。でも、あれは議会じゃないんですよ、委員会でもないんですよ。だから、委員会としての議事録に残る釈明は何もないんですよ。

市長の補正予算の上程理由の中に、小学校と中学校の施設課題は、二つを切り離して対応する方針、全面改築によって施設課題を根本的に解決する取り組みを進めてきました。しかし、これまでの協議を重ねる中で、保護者や地域などの状況を総合的に勘案した結果、最終的な施設改善の方針として増築を選択することになりました。債務負担行為を減額します。これだけですよ。こんなことじゃ、私は許されないんじゃないかなと思います。私

はここに市長も呼んできちっと説明をしていただいて、委員会として改築から増築に変わった、昨年、議会が請願を採択して以降、市長を含め教育委員会は地元とどういう協議を重ねて、その結果、増築に至ったとした決断についての経過もこの委員会できちっと議事録に残る形で報告をしないと、私は単に債務負担行為の修正なんていうことでは受け入れられないんですわ。だから、委員長、市長も呼んできちっと説明しておく必要が私はあると思うんだけど、いかがでしょうか。私はそう思います。

○ 山口智也委員

私も中森さんと同じ意見でして、やはり教育委員会にここで質疑をすることも一つですが、やはり最終決定をしたのは市長でありまして、市長が議会もそうですが、市民全体に説明責任を果たすべきだと思っておりまして、この場で来ていただいて質疑をさせていただきたいなと思っております。

○ 伊藤嗣也委員長

中森、山口兩名からそのような市長に来ていただくというご意見をいただきました。

○ 中森慎二委員

私は、市長をここに呼んで糾弾するとか、そんな気持ちはさらさらないですよ。でも、これだけ大きな行政判断を変えることによって、委員会の中で何の議事録も残っていないというようなことでは、私は委員として責任を果たしていないと。ゆえに、この場所に市長が来て、大きな方向転換に至った経過と、先ほどもあったけど、契約について、解除の違約金の問題、あるいは、増築に至る方法の考え方についても、やっぱりきちっと説明していただく、そういう必要が私はあると思うのでお願いしているということです。

○ 伊藤嗣也委員長

中森委員からも再度ございましたように、市長にここに来ていただいてきちっと説明していただくということで、委員の皆様はよろしいでしょうか、それで。

それでは、正副委員長と事務局で調整させてもらいますので、少し休憩をとらせてください。会派のほうにご連絡させてもらいますので、よろしく申し上げます。

○ 中森慎二委員

ほかのやつを進めてもらって、事務局から言わせてもらったらいんじゃないですか。

○ 伊藤嗣也委員長

他の委員の皆さん、それでよろしいですか。

それでは、そのようにさせていただきますので、議案第140号につきましては留保させていただきます。

それでは、理事者の入れかえがございますので、委員の皆さん、少し休憩、どちらにしろちょっと、再開を5分をお願いいたします。

10 : 41 休憩

10 : 55 再開

○ 伊藤嗣也委員長

それでは、再開をいたします。

市長のほうはただいま調整中でございますので、今しばらく時間をください。

議案第124号 四日市市立小中学校普通教室空調設備事業に係る特定事業契約の
締結について

○ 伊藤嗣也委員長

それでは、続きまして、議案第124号四日市市立小中学校普通教室空調設備整備事業に係る特定事業契約の締結について審査を行います。

本件につきましては、議案聴取会において追加資料の請求はありませんでしたので、質疑より行います。ご質疑のある委員の方は挙手にてご発言願います。

(なし)

○ 伊藤嗣也委員長

なしというお言葉をいただきましたので、よろしいでしょうか。

別段ご質疑もありませんので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に移ります。討論のある方は挙手にてご発言願います。

(なし)

○ 伊藤嗣也委員長

討論もないようでございますので、これより採決を行います。

反対表明もございませんので、簡易採決を行います。

議案第124号四日市市立小中学校普通教室空調設備整備事業に係る特定事業契約の締結については、原案のとおり決することにご異議ありませんでしょうか。

(異議なし)

○ 伊藤嗣也委員長

ご異議なしと認め、本件は可決すべきものと決しました。

[以上の経過により、議案第124号 四日市市立小中学校普通教室空調設備整備事業に係る特定事業契約の締結については、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する]

○ 伊藤嗣也委員長

それでは、市長の調整がまだついておりませんので、一旦教育委員会の質疑等はここで留保させていただきまして、健康福祉部さんがスタンバイしておりますので、健康福祉部さんの審査に入りたいと思いますので、委員の方、よろしいでしょうか。

理事者入れかえ、お願いいたします。

それでは、これより健康福祉部所管の議案について審査を行います。

まず、部長よりご挨拶をいただきたいと思います。

○ 辻健康福祉部長

おはようございます。

かけて失礼します。健康福祉部でございます。

私ども健康福祉部につきましては、当初予算のほか、補正予算、また、追加上程で恐縮でございますが、条例改正が2件、また、所管事務調査、協議会と、本当に盛りだくさんな議案等をお願いしてございます。いずれも市民の方々に密着した予算ということで、精査を加えて提出させていただいておりますが、ご審議のほど、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

議案第93号 平成31年度四日市市一般会計予算

第1条 歳入歳出予算

歳出第3款 民生費

第1項 社会福祉費（関係部分）

第2項 児童福祉費（関係部分）

第3項 生活保護費

第4項 災害救助費

第5項 国民健康保険費

第6項 介護保険費

第4款 衛生費

第1項 保健衛生費（関係部分）

第3項 保健所費

第10款 教育費

第1項 教育総務費（関係部分）

第2条 債務負担行為（関係部分）

議案第95号 平成31年度四日市市国民健康保険特別会計予算

議案第100号 平成31年度四日市市介護保険特別会計予算

議案第101号 平成31年度四日市市後期高齢者医療特別会計予算

○ 伊藤嗣也委員長

ありがとうございます。

先ほど部長からもありましたように、丁寧に進めさせてもらいますけれども、行ったり

来たりするところがあるかと思えます。委員の方、よろしくお願いいたします。

それでは、予算常任委員会教育民生分科会といたしまして、議案第93号平成31年度四日市市一般会計予算、第1条歳入歳出予算、歳出第3款民生費、第1項社会福祉費（関係部分）、第2項児童福祉費（関係部分）、第3項生活保護費、第4項災害救助費、第5項国民健康保険費、第6項介護保険費、第4款衛生費、第1項保健衛生費（関係部分）、第3項保健所費、第10款教育費、第1項教育総務費（関係部分）、第2条債務負担行為（関係部分）、議案第95号平成31年度四日市市国民健康保険特別会計予算、議案第100号平成31年度四日市市介護保険特別会計予算、議案第101号平成31年度四日市市後期高齢者医療特別会計予算について審査を行います。

なお、項目が多岐にわたることから、議事の進行上、審査順序に記載しておりますとおり、まず初めに、一般会計の民生費、教育費と各特別会計についての追加資料の説明と議案の質疑を行い、その後、理事者を入れかえさせていただきます。それで、一般会計の衛生費及び債務負担行為についての追加資料の説明と議案の質疑を行っていきますので、委員の皆様、どうかよろしくお願いいたします。

そして、最後に平成31年度当初予算の4議案につきまして、1議案ずつ順番に討論、採決を行う予定でございます。どうかよろしくお願いいたします。

それでは、まず、一般会計の歳出第3款民生費、第10款教育費、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計についてを議題といたします。

なお、本当初予算につきましては、法改正により国民健康保険特別会計への繰入金が増額、一般会計繰出金の増額を行うこととなったため、後ほど、このための平成31年度補正予算議案を取り扱いますので、ご承知おきをください。

それでは、議案聴取会で請求のあった資料につきまして、説明を求めます。

○ 片山健康福祉部次長兼健康福祉課長

健康福祉課、片山でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、タブレット03教育民生常任委員会、22平成31年2月定例会議、11健康福祉部（予算分科会追加資料）のファイルをごらんください。よろしいでしょうか。

まず、14分の2ページをごらんください。目次になっております。

その中で、先ほど委員長からご説明いただきましたが、まず、民生費分につきまして、議案聴取会にて資料請求をいただいた項目の資料について、順に説明をさせていただきます。

いと思います。

まず、14分の3ページをごらんください。

成年後見サポート事業につきまして、山口委員からご指示いただきましたセンターの人員体制と相談件数でございます。

なお、資料の2、相談件数につきましてですが、新規相談件数は延べでございます。実支援人数は実数となっております。例えば、平成30年度——まだ年度途中でございますが——実支援人数には、年度をまたいで継続して支援している方の人数と、それから、新規相談件数741件の中で支援を開始した人の人数の合計が544人ということになりますので、よろしく願いいたします。

以上でサポートセンターの資料の説明を終わります。

○ 伊藤嗣也委員長

ありがとうございます。

○ 森健康福祉部参事兼介護・高齢福祉課長

介護・高齢福祉課、森でございます。

続きまして、4ページをお願いいたします。

山口委員からご請求のございました高齢者元気づくり支援事業の実績でございます。

これらの事業につきましては、平成29年度から総合事業の導入に伴いまして再編、改修をしておりますので、平成29年度の実績、それから、本年度の実績見込みを合わせて記載させていただいております。

続きまして、5ページをお願いいたします。

こちら山口委員からご請求のございました介護予防生活支援事業の住民主体サービスの実施状況でございます。訪問型、通所型、それぞれの状況を開始時期順に記載させていただいております。

なお、米印にございますように、来年度に向けまして、ごらんのような地区からご相談がございますので、それを踏まえて予算を計上いたしております。

続きまして、6ページ、7ページをお願いいたします。

こちら山口委員からご請求のございました住民主体サービスへの補助金の全体像でございます。訪問型につきましては、利用者の状況に応じまして基本額を設定しております。

それに加えて、事務所、自動車の維持に関する経費を加算することといたしております。今回は、自動車の維持に係る経費につきまして見直しを予定しております。

通所型につきましては、開所日数に応じまして基本額を設定させていただいて、事務所、自動車の維持に関する経費を加算することとしております。今回は、自動車の維持に関する経費につきまして、それから、AEDの設置に関する加算を新たに設けるということを予定いたしております。そのほか、それぞれ開設時の補助金をご用意いたしております。

以上でございます。

○ 伊藤嗣也委員長

ありがとうございました。

○ 武藤健康福祉部参事兼保護課長

保護課の武藤でございます。よろしくお願いいたします。

資料は8ページをごらんください。

山口委員、荒木委員より要望のありました生活困窮者自立相談・家計改善・就労準備の三つの支援事業の資料でございます。

1、家計改善支援事業です。この事業は、金銭管理に問題のある市民に対して、その改善を図るために以下の四つのちよぼに記載したことを行います。その中で、二つ目のちよぼにあるように、必要な人には社協の旧権利擁護事業の利用を勧めます。また、四つ目のちよぼですが、自立相談支援事業と家計改善支援事業は社協の4人の職員で実施する予定でございます。

2、就労準備支援事業です。この事業は、一般就労につけない方に対して、生活習慣の改善やコミュニケーション能力を身につけて就労に結びつけることを目的としております。

(1) 認定就労訓練事業所とは、就労訓練を適切に行えると県が認めた事業所でありませ

(2) 委託予定の事業所は、平成27年9月に就労訓練事業所として県に認定されました。その後、平成29年9月より新たな就労訓練の場としてトレーニングカフェを開始しております。

(3) 訓練の期間は、基本は6カ月でございますけれども、1年程度まで延長が可能となっております。訓練の内容ですけれども、まず、喫茶店での就労を通して生活のリズム

と社会性を身につけます。その後、さまざまな職種の事業所の中からその人に合ったところで就労体験に入ります。この場合、そこでそのまま社員として採用されることも多いようです。

なお、就労について後もしばらくは就労が継続していけるように支援をしております。以上でございます。

○ 伊藤嗣也委員長

ありがとうございました。

○ 田中障害福祉課長

障害福祉課、田中です。よろしくお願いいたします。

資料9ページのほうをお願いいたします。

山口委員より、障害者介護給付費の増加の要因がわかる資料及びサービス受給者の推移がわかる資料の請求をいただきました。

まず一つ目に、障害者介護給付費の増加の要因といたしまして、サービス利用者数の総数、計画相談支援の決定者数、年間の1人当たりの費用の推移を資料とさせていただきます。

サービス利用者数の総数は、平成26年度末の実人数が1607人、平成30年12月末時点の実人数は1803人となっています。計画相談支援は、相談支援専門員が総合的な援助方針や解決すべき課題を踏まえ、最も適切なサービスの組み合わせなどを検討し、いわゆる介護保険のケアプランの当たるサービス等利用計画を作成するものであります。

また、サービスの利用状況に応じてモニタリングを行い、必要に応じて新たなサービスの勧奨や支給量の見直しなどを行い、障害のある人が多様化するニーズに対応することで生活の質の向上を図っているところであります。計画相談支援の支給決定者数は、平成26年度末の実人数は585名、平成30年12月末時点の実人数は1149名となっています。

次に、2番目にサービスの受給者の推移について、資料とさせていただきます。

居宅において、ヘルパーのサービスを受ける居宅介護事業費、障害者施設で創作的活動や入浴、排せつの介助を行う生活介護事業、障害者施設に1泊や2泊泊まり込んでサービスを受ける短期入所事業、共同生活介護事業所、いわゆる障害者のグループホームで生活をする共同生活援助費、就労のための訓練を行う就労継続支援事業費について、平成26年

度からの受給者数の推移を資料とさせていただきます。

いずれのサービスについても、多少年度間で差異はございますが、おおむね増加傾向となっております。

以上で民生費の追加資料の説明を終わらせていただきます。

○ 伊藤嗣也委員長

ありがとうございました。

説明は以上でよろしいですか。

説明はお聞き及びのとおりでございます。ご質疑のある委員の方は挙手にてお願いいたします。

○ 山口智也委員

よろしく申し上げます。

まず3ページの成年後見サポートセンターについて、1点伺います。

資料を見せていただきますと、相談件数も新規で毎年大体400件から500件あると。毎年積み重ねていきますので、実支援人数も544名までふえてきているということです。市長申し立ても大体20件前後あるということで、非常に社協のほうも受けていただいて、業務多忙だというふうに聞いております。

そこで、人数もこれまで徐々にふやしてきていただいておりますけれども、法人貢献などで社協の役割というのは増すばかりというふうに認識しております。

そこで、以前伺ったんですが、法人貢献をするに当たって、やはり社協の職員をサポートしていく人が必要だろうと、市民後見人というところも他市では進んでいるところが多いですけれども、本市ではなかなかそこは難しい、現実、まだそこに行くには難しい。その前に四日市としては法人貢献を進めていくために社協の職員をサポートする支援員を養成していこうというお話が以前あったかと思いますが、これについての現状の取り組みを伺いたいと思います。

○ 片山健康福祉部次長兼健康福祉課長

健康福祉課、片山でございます。

今、社協のほうで研修を実施するというところで計画をしておりますので、来年度から研

修が始まってくることになります。

以上です。

○ 山口智也委員

わかりました。

研修をして支援員を養成していただいて、その方たちもさまざまな経験を積んでいただく中で、私としては、やはり今後、成年後見のニーズというのも高まってくるだろうというふうに思いますので、そういった方たちが将来市民後見人という制度に行くに当たって核になっていただくように、そういった進め方をしていただければいいのかなというふうに思っておりますので、またそのあたりもしっかり研究をしていただきたいと思います。

いずれにしても、次の地域福祉計画にも成年後見の役割、重要度というのは以前よりも重視をされているというふうになるとと思いますので、今後、その対応できる人材の育成、人材確保をさらに進めていただきたいと思います。

次の4ページの介護予防意識の啓発・自主活動団体の育成支援についてなんですけれども、ちょっと資料を見せていただきますと、まず1点目は、一番上の在介に委託している部分の介護予防意識啓発講座、これが、平成29年度が413回で、平成30年度がちょっとふえて430回ということなんです、各地区の在介で実施していただいていると思うんですけども、そこで偏りというか、バランスはきちりとれて、各地区で実施をされているかどうかというところを教えてくださいたいと思います。

○ 森健康福祉部参事兼介護・高齢福祉課長

介護・高齢福祉課、森でございます。

地域によりましては、その地元の団体さんなどにお伺いをしたりとか、いろんなやり方をしておりますので、回数という点では、ややばらつきはございますのが現状でございます。

○ 山口智也委員

ばらつきがあるということなんですけれども、それに対して、市としては、なかなか回数が伸びないというところに対してサポートをしていただいていると思うんですけれども、今後そういったところの強化をしていただくということで認識してよろしいでしょうか。

○ 森健康福祉部参事兼介護・高齢福祉課長

介護・高齢福祉課、森でございます。

そこを課題と考えておりますので、しっかりとサポートさせていただきたいと思っております。

○ 山口智也委員

次に、その下の地域包括支援センターに委託している部分の自主活動団体の立ち上げの部分ですけれども、平成29年度と比べると平成30年度は若干回数が少なく、これは年度途中やからということなんでしょうか。ちょっと減っている、この見方を教えてください。

○ 森健康福祉部参事兼介護・高齢福祉課長

介護・高齢福祉課、森でございます。

今現在把握しております年度末までの見込みを入れさせていただいておりますので、若干減っているというのが実態でございます。ただ、平成29年度に事業を始めましたときに、この開始を待っていらっしゃった方もございますので、最初は少し積極的に動いていただいたと、その後でございますけれども、新たな団体でありますとか、発掘を進めておりますので、少しペースは落ちてはおりますけれども、徐々に浸透してきているというような状況でございます。

○ 山口智也委員

わかりました。

そうすると、最初がスタートだったから一気にがっとふえたけれども、その後ちょっと落ち着いてこの数字でということで、特に活動が少なくなったということではないということですね、わかりました。

その下の健康ボランティアの活動ですとか、ふれあいいきいきサロンについてもお聞きしたいんですけれども、これも年々ふえてきているというのがわかるんですけれども、これも最初に聞いたように、やっぱり地区によってばらつきがあるというふうに思っているんです。特にいきいきサロンなんかは地区でどれだけの団体が活動しているかというのをきちんと把握はされていると思うんですけれども、ある地区によっては本当に少ない、差が大分激しいのかなというに僕は思っているんですが、そういったところへの立ち上げ支

援というのは、市としてはどのように取り組んでいるのでしょうか。

○ 森健康福祉部参事兼介護・高齢福祉課長

介護・高齢福祉課、森でございます。

もちろん市もでございますけれども、この事業につきましては、社会福祉協議会と地区の社協さんを通じて広めていくということと、生活支援コーディネーター、あるいは、もちろん私どもも入りますけれども、地域でこういった活動を広げ、推進をしていくというような体制にしております。その中で、おっしゃっていただいたようにばらつきがあるのも事実でございますけれども、平成28年度まではいろいろ地区に補助額、上限を設けたりとか、そういったことがございましたので、それを取り払ったことによりまして、平成29年度からは少しずつ広がりを見せております。

ただ、後発のサロンがなかなか育っていかないところもありますので、その辺についてはしっかり信用していきたいと、今後も続けてまいります。

○ 山口智也委員

いきいきサロンが将来的にサービスBにつながっていったり、成長していく部分もあると思いますので、しっかり市としても見据えてサポートしていただければありがたいなというふうに思っております。

続きまして、次の5ページのサービスBの部分なんですけれども、各団体、これまでの団体を書いていただきましたけれども、改めて確認なんですけれども、市として最終的に住民主体のサービスBの設置をどういうふうに方向性を持っていきたいのかというのを改めて確認させていただきたいんですが。

○ 森健康福祉部参事兼介護・高齢福祉課長

介護・高齢福祉課、森でございます。

まずは地区、小学校区ぐらいをまんべんなく行き渡るようにしたいとは考えております。

○ 山口智也委員

それは、年限というのは大体目標を持っていらっしゃるんですか。

○ 森健康福祉部参事兼介護・高齢福祉課長

2025年という目標を持っております。

○ 山口智也委員

それはできそうなんですか。

○ 森健康福祉部参事兼介護・高齢福祉課長

今現在では予定どおり進んでおりますけれども、これからなかなか人材の面でも難しいというようなお話もいろいろ聞いておりますので、そういった地区には特に重点的に入らせていただいて、機運を盛り上げていきたいと考えております。

○ 山口智也委員

物すごくこれは市も努力をしていただいているというのはよくわかっていますし、そんな簡単に進められるものではないというふうに思っております。非常にご努力いただいているとは思いますが、生活支援コーディネーターさんもしっかり動いていただいて、2025年というところをしっかりと見ていただいて、引き続き取り組んでいただくようお願いしたいと思っております。

今回、新たにリース車の補助も設定をしていただいたということなんですが、上限1台当たり4万円ということなんですけれども、これはどういった根拠で4万円というふうにいただいたのか。この金額というのが妥当なのかどうか。4万円ということで、運営主体とも意見交換をしながら今回4万円というところを設定していただいたのかということ、確認させてもらいたいんですけど。

○ 森健康福祉部参事兼介護・高齢福祉課長

介護・高齢福祉課、森でございます。

こちらにつきましては、なかなか長期間のリースが難しいといえますか、団体さんも二の足を踏まれるところがございましたもので、3年程度でということでありましても、何とか月当たりカバーできる金額ということで、リース会社さんに問い合わせをさせていただきました。その見積もり等の結果に基づいております。

各団体とのということでございますけれども、各団体さんとは、私ども、市主催の会議

もごきますけれども、それ以外に自主的に有志で運営している研究会等もつくっていただいたりしております、各団体さんと私どもでは密接に情報交換をさせていただいております。この金額につきましても、その議論を踏まえたものとなっております。

○ 山口智也委員

そうすると、もろもろリースでかかる経費で団体が持ち出しというか、足らず米が発生したということはないということですね。

○ 森健康福祉部参事兼介護・高齢福祉課長

介護・高齢福祉課、森でございます。

そのように設定させていただいております。

○ 山口智也委員

わかりました。

いろいろ補助団体としっかり意見交換を常日ごろしていただいているということなので、年間の収支とかも毎年市としてもきちんとチェック、検証していただいているという理解をしているんですけれども、それでよかったですでしょうか。

○ 森健康福祉部参事兼介護・高齢福祉課長

介護・高齢福祉課、森でございます。

もちろん補助金ということもごきますけれども、公収支につきましてもきちっと把握をさせていただいておりますという状況でございます。

○ 山口智也委員

補助ではあるんですけれども、実質委託みたいな、本来市がやるべきようなことを住民の方にやっていただいているという側面もあると思いますので、運営がせつかく立ち上がっても、継続していくのが難しいという声をよく聞きますし、安心して継続的に取り組んでいただけるように、しっかりそこは市としても見ながら進めていただきたいなというふうに思っております。ありがとうございました。

○ 伊藤嗣也委員長

他にご質疑のある委員の方は。

○ 荒木美幸委員

資料、ありがとうございました。

8ページの生活困窮者自立相談・家計改善・就労支援準備事業についてなんですけれども、この中で家計改善ですね。本当に私も市民からいろいろご相談をいただくと、やはり家計管理がしっかりできずに、それが貧困の原因にもなっているという状況もまだまだ多い中で、この事業に大変期待をしております。ことしは、実施体制ということで4名のスタッフさんにやっていただくということなんですけど、家計簿のつけ方などをお教えしていたんですね、これは。そうしますと、かなりきめ細やかな指導をしていかないと、なかなか本当にそれがきちんとできるかどうかというのは難しいかなと思うんですね。そうしますと、この4名の方がどのようにかかわっていかれるか。例えば、家庭訪問をして週に何回か通って指導するのか、その辺の進め方をお聞かせいただけませんかでしょうか。

○ 武藤健康福祉部参事兼保護課長

支援員4人のうち、主任相談支援員を1人置いております。これは、役所の係では係長級になりますので、この職員は指示を出すほうです。あとの3人が、いわゆる相談支援事業と家計相談兼務ということになります。実はこの家計相談、今も市直営ではやっているんですけども、なかなかやっぱり、何でお金ももらえやんのにか家計簿を見せなあかんのかというところで反発があって、なかなか進んでいないのが現状です。これをどうやって進めていくかということなんですけれども、今は家庭訪問まではやっておりません。やっておりませんけれども、事業を見ながら、必要であるのならばそこまで踏み込んでいこうかなと考えております。

以上です。

○ 荒木美幸委員

現在やっているけど反発があるというお話ですけど、やはりなかなかこっちに来てくださいねというのは難しいかなと思います。いろんな相談を受けながら信頼関係を結んで、じゃ、そういったところもやりましょうかということになると、時間もかかりますし、基

本的にアウトレンジというか、訪問型でやっていく必要があるのかなと私は思います、今まで私自身が支えてきたケースを見ても。そうすると、支援体制、人員体制が十分なのかどうかという問題にかかってくるかと思うんですが、国からの予算は人件費なんですか、国から予算が出ますね、今回。

○ 武藤健康福祉部参事兼保護課長

国から4分の3出ますけれども、ほとんど、86%は人件費になります。

○ 荒木美幸委員

今後、始めていただいて、ニーズもあると思うんですけれども、それによってはもう少し市の考え方を拡充していくとか、きめ細やかにやっていくという姿勢についてはこれから研究していただくということによろしいでしょうか。

○ 武藤健康福祉部参事兼保護課長

事業の進行を見ながら、そのあたりは研究させていただきます。

○ 荒木美幸委員

ぜひお願いします。

今、山口委員も質問で、成年後見人があり、そして、権利擁護である日常生活支援事業もあり、ここで一部金銭管理などのサポートもしてくださっていると思うんですね。そこでさらに足りない部分のところで今回の事業があるかと思しますので、非常に期待をしておりますので、しっかりとお願いしたいなと思います。

以上です。

○ 伊藤嗣也委員長

他にご質疑のある委員の方はおられますか。

○ 諸岡 覚委員

ちょっと教えてほしいんだけど、引きこもりという言葉でくくられる、いわゆる家から出ない人たちですね。この方たちというのは、いわゆる病気なんですか。まずそこをちょ

っと教えてもらいたい。

○ 武藤健康福祉部参事兼保護課長

2種類ございまして、精神科の疾病が原因で引きこもりになっておるケースもございませし、明確に疾病はないけれども、例えば中学校時代に不登校になってしまった、それが原因でずっと引きこもりになった。けれども、医者に行くと正確な病名は出ないよという2種類に分かれるかと思えます。

○ 諸岡 覚委員

そうすると、病名のついている方とついていない方がいらっしゃるということなんだけれども、ついている方は病気あるいは障害ということで理解できるんだけど、ついていない方というのは、これは、例えば生活保護の基準に該当するんですか。

○ 武藤健康福祉部参事兼保護課長

もしその家庭が最低生活を維持できない家庭であれば、一旦は生活保護を適用しまして、適用した上で、必要ならば病院へ通院してくださいとか、いろいろな指導をしていくという形になります。

以上です。

○ 諸岡 覚委員

必要ならば通院してくださいというのは、何に関して必要ならばというんですか。生活保護を受けるために病院へ行ってくださいという、そういう意味ですか。必要ならばというのはどういう意味ですか。

○ 武藤健康福祉部参事兼保護課長

生活保護を受けていただくのは、当然、自立した日常生活を送っていただくことを目的にしておりますので、目的としては、自立した日常生活を送っていただくために通院が必要であるのならば通院してくださいということを指導させていただきます。

以上です。

○ 諸岡 覚委員

もう一回聞きます。病気ではない引きこもりというのは、生活保護の対象になるということですか。

○ 武藤健康福祉部参事兼保護課長

生活保護の対象にはなりません。ただし、医者にかかっているという見立てが働きますよという見立てであれば、働いてくださいという指導はさせていただきます。

以上です。

○ 諸岡 覚委員

ちょっとよくわからない。病気でないわけですよね。私が今しゃべっているのは病気でないという前提でしゃべっています。病気でない方が引きこもれば生活保護の対象になりますよということです。すなわち、誰もが仕事をしなくて家に引きこもりさえすれば生活保護の対象になるということですか。

○ 濱田健康福祉部理事兼社会福祉事務所長

社会福祉事務所長という立場の濱田でございます。

先ほどからお話ししているのは、生活に困窮すれば保護の対象にはどなたでもなるという意味で保護課長はご説明させていただいております。

諸岡委員のほうからは、病気である方と病気でない方がみえて、病気でない方まで病院へ行かせるのかというようなご質問かなと思いましたが、ちょっと口を出させていただきました。

病気である方は病院へ行っていただくと、病気でない方については、これまでも障害の施設等を利用して就労訓練なんかをして自立に向けておったんですけれども、それがなかなか甘いというか、なかなか自立に結びつかないということで、今回こういった生活困窮の中で対象にしていって就労訓練、この事業をやっていって、こういう方も自立していただいて社会に参加していただこうと、そういう趣旨で今回このような事業を拡大、国のほうからも市のほうも拡大して充実していこうというような趣旨でございます。

○ 諸岡 覚委員

つまり、例えば就労支援のようなところへ通いなさいとか、そういったことも全部ひっくるめて全て拒否して家に引きこもりさえすれば、誰もが健康な人でも生活保護を受けられるということですか。

○ 濱田健康福祉部理事兼社会福祉事務所長

生活保護は、あくまでもその方の能力を活用していただいて、それでも生活に困れば、ご飯が食べられなければかかるというものでございますので、原因を問わず、その方に困窮があればかかっていくということになるかと思えます。

ただ、我々はその方ができるだけ能力を活用していただくように支援をするというのが我々の立場ですので、その方に対していろんなところ、いろんな手法を持って自立に向けて支援していくのは変わらないと思えます。

○ 諸岡 党委員

健康で病気でもなく、単に働きたくないということで家に引きこもりさえすれば生活保護がもらえるということですね。

○ 武藤健康福祉部参事兼保護課長

先ほどちょっとわかりにくいかとは思いますが、まずは、健康な方でも仕事がなく生活に困って見える方は生活保護を適用させていただいて、働ける人であるのならば仕事をみつけていただく。健康でないのに引きこもっている人はどうなんやという疑問なんだろうと思えます。

○ 諸岡 党委員

健康なのにです、健康でないのにじゃなくて。

○ 武藤健康福祉部参事兼保護課長

健康であるのかなのか、外へ出られるのかどうかというのは、そのあたりは担当のケースワーカーが訪問しまして、その人と会話をしたり、ふだんの生活状況などを把握しながら、この人にとって働いてくださいと指導するのがよいのか、それとも、どう考えてもこれは病院へ行かなあかんということで、まずは病院へかかっていた方がいいの

か。要は、日常生活の自立に向けてどうしていったらええのかということ判断させていただいた上で指導させていただきます。

諸岡委員がおっしゃったように、健康であって単に引きこもっておる、それだけでずっと生活保護が続いていくというわけではございません。

以上です。

○ 諸岡 党委員

健康であって病気でなければ、生活保護は一旦受給できるかもしれないけど、どこかのタイミングで切るということで間違いないですか。

○ 武藤健康福祉部参事兼保護課長

その考え方で間違いございません。

○ 諸岡 党委員

ちなみに、どれぐらいのタイミングで。

○ 武藤健康福祉部参事兼保護課長

それは個々のケースに応じて、半年とか1年とかそういった決まりはございません。ございませんけれども、少なくとも把握をしまして3カ月後か6カ月後が1年後か、そのあたりをめどにという方向性はつけてケースワークさせていただいております。

○ 諸岡 党委員

例えば、私、人から聞いたんだけれども、健康で働ける状態で仕事をしていなくて生活保護をもらっていて、そのくせ、毎日いろんなお店に行って、こういう言い方をしては失礼だけど、お店にいわゆるクレームをつけて歩いて楽しんでいるみたいな、そういう人がいらっしゃるという話を聞いたんだけれども、店にあちこち毎日出かける能力があるんだったら働けるだろうと周りの人たちは言うわけですよ。でも生活保護をもらっているっておかしいですよ、諸岡さんというふうに相談を受けたことがあるんですけども。生活保護を受けている方というのは、基本的にはみんな何らかの苦しい立場の中で一生懸命生きていらっしゃる方だと思います。しかし、一部にそういう制度を悪用した人たちがい

ることによって、生活保護を受けている皆さんが全般的に悪いイメージで見られるとしたら、それはすこぶるよろしくないことなので、いわゆる悪用しているような人たちがいるのであれば、あるいは、それと見受けられる人たちがいるのであれば、そこはやっぱりシビアに切っていってもらわんと、ほかの善良な真面目に生きている、一生懸命生きようとしている生活保護者の人たちに対しても失礼なんじゃないのかなと思いますので、ぜひお気をつけいただきたいなと思います。

以上です。

○ 伊藤嗣也委員長

他にご質疑は。

○ 藤田真信委員

追加資料のところの山口委員からの質疑にもあったところでの関連なんですけれども、山口委員の質疑の中でもあったんですけれども、地域の格差ですね。特に、ふれあいいきいきサロンがこれだけふえてきているというのはすごい評価に値すると思っています。そのふれあいいきいきサロンから、先ほどの質疑の中でもありましたけれども、住民主体型サービスのほうに発展していっていると。担い手がふえてきて、そこで地域の主体型サービスの形成につながっているということは、いろんな決算のときとかでもお聞きしているんですけれども、じゃ、具体的にどういうふうなふれあいいきいきサロンの取り組みを通じて、どこの地区とかまでは言いませんけれども、どれぐらいのところまで発展したのか、その辺だけちょっと、数値的なところはわからなくてもいいんですけど、大体でいいですけども。

○ 森健康福祉部参事兼介護・高齢福祉課長

介護・高齢福祉課、森でございます。

サロンというのは居場所ということでございますので、通所型に発展する例が多いんですけれども、例えば5ページのほうで一覧でお示しをさせていただきました通所型のほうは、ほとんどそういったところを経ているところですが、一部例外もございますけれども。そういったサロンの経験を経ているところというのが多いかと思います。

サロンでございますけれども、やはりそういった集まりの場ができるということで、当

然周りに実際に通っていただいている方の実態とか、そういったものをももちろん運営の方も目にされるわけですし、そういったところから発展させる必要性を感じられたというような流れになることが多いです。

ただ、もう一つ、そもそもの話になりますけれども、そういった集まりをつくってこういうようなところがございますので、そういった運営を中心になってやっていただく方々がさまざまな周辺の方々と接点を持って、そういった中で雰囲気醸成されていくというような流れにはなっております。

○ 藤田真信委員

ありがとうございます。

決して足りないとかということじゃなくて、前向きに捉えていただきたいんですけども、要は、先ほどのお話からいくと、通所型がそこにつながっているということで、例えば平成31年度でいうと、富洲原地区であるとか中部地区とか小山田地区なんかは相談があるということは、その辺の雰囲気が醸成されていて相談につながっているとか、通所型を建てようというふうな意欲につながっているということでもいいと思うんですけども、逆に、こういう一覧にない地域で、でも、多分その地域にもふれあいいきいきサロンって絶対にあるはずなんですよね。あるところでなかなかそれが、例えばこういうふうな取り組みの相談とか生活支援コーディネーターさんも取り組みの中で、そこまで議論が進んでいないとか、そういったところの課題整理、地域によってもそれぞれ特徴があるから、そういったところも含めて課題整理なんかというのができているのかどうか、そこだけ最後にお聞きしたいと思います。

○ 森健康福祉部参事兼介護・高齢福祉課長

介護・高齢福祉課、森でございます。

基本的には各地区の地域ケア会議などを通して状況といたしますか、そういったことも把握させていただいておりますし、生活支援コーディネーター、市も入らせていただいて、それぞれの状況については大方把握はしておるところなんでございますけれども、やはりサロンからサービスBとなりますと、やや事業者としての生活事業としてやっていくという性格が出てまいりますので、そこでどうしても運営をされる側も責任といたしますか、そういったものを感じられるというようなこともありまして、私どものサポートも強化し

なければいけませんし、もう一押しというところが必要だというのは感じております。

○ **藤田真信委員**

ありがとうございます。

課題整理できているというところで認識はさせていただきます。

その課題の中で、やはり主体型のほうに持ち込めないというようなところであるとか、そもそも論として、そういう地域のふれあいの場がないような地域がもし仮にあるのであれば、それをいかにしていくかというところは、補助のあり方も含めていろいろと新しい発想も必要なのかなということだけ申し上げて終わりたいと思います。

○ **伊藤嗣也委員長**

他にご質疑のある方。

○ **山口智也委員**

先ほどの荒木委員と諸岡委員のところの生活困窮者のところで少し聞き忘れたところがあるので教えてほしいんですけども、まず、家計改善の部分ですけど、これは社協のほうに委託するということで、社協の職員4人が担っていただくという理解をしておるんですけども、社協の職員さんが保護課の3階に常駐するということでは全然なくて、基本的には社協の仕事もしながら、何かあった場合に保護課のほうに駆けつけて相談を受けてもらうというイメージをしておいたらよろしいのでしょうか。

○ **武藤健康福祉部参事兼保護課長**

ちょっと違いまして、まず、生活保護の相談は保護課でやるんですけども、生活困窮者の相談は社協さんをお願いするんですが、この二つって切り離すことはできません。例えば、生活相談だけでも、適応しなかったから困窮者の相談に切りかえるとか、そういうことがございますので、4人の社協の方は保護課の中に来ていただいて仕事をしていただくということを予定しております。

○ **山口智也委員**

そうすると、保護課に来てもらう4人というのは社協の方ですね。その方が今まで担

っていた社協の仕事に穴があくということはないんですか。

○ 武藤健康福祉部参事兼保護課長

来ていただく4人というのは、それこそ生活困窮という新たな事業に専念していただきますので、あとの事業については、また社協さんが恐らく考えておられるかと思います。

○ 山口智也委員

専念されるということなんですね、その仕事だけに、4人については生活困窮者に。わかりました。

○ 武藤健康福祉部参事兼保護課長

山口委員おっしゃったとおり、生活困窮者の業務に専念していただきます。

○ 山口智也委員

そうすると、社協に委託はするけれども、保護課と一体となってやるということで、保護課のほうもしっかり主体的にかかわっていくというイメージをしたらよろしいですね。

○ 武藤健康福祉部参事兼保護課長

そのとおりでございまして、行政と社協が一体的に業務をやっていくというイメージをしております。

○ 山口智也委員

わかりました。

家計改善もそうですし就労準備支援もそうなんですが、社協ですとかそういった事業所に丸投げするのではなくて、やっぱり保護課のほうでしっかり主導権を持って、ノウハウも蓄積していただくような形に持って行っていただくといいのかなというふうに思いましたので、よろしくお願ひしたいと思います。

委員長、もう一点だけ。

資料の9ページなんですけれども、9ページの障害者介護給付費の増加の部分でお聞きしたいんですけれども、1のグラフのほうなんですけど、青の線と赤の線とございまして、

一つはサービス利用者の総数、赤のほうは計画相談支援の数ということで、青の線と赤の線との差というのは、計画がないままにセルフプランか何かでやっておるというイメージでいいんでしょうか。

○ 田中障害福祉課長

障害福祉課、田中です。

この差につきましては、まず一つあるのが、介護保険のサービスを受けている方で、介護保険でケアプランを立てていただいている方、あと、子供さんで障害児の方は、障害児の計画相談支援を立てていただいている方、残りがいわゆるセルフプランと言いまして、ご自身が例えば就労訓練なんかのサービスを受けられる方につきましては、ご自身で自分のプランを立てられる方もお見えになりますので、セルフプランを立てているということで、1803人の方、いずれか、何かのプランは入っているというような形に今なっております。

○ 山口智也委員

そのセルフプランなんですけれども、やはりいたし方なくセルフプランでしのいでいるとか、そういう方もおると思うんですよね。だから、地域で安心して生活できるように必要なサービスをきっちり受けていくためには、やはり計画相談支援につないでいくとか、そういう努力は必要かと思うんですけれども、そこら辺の考えだけ教えてください。

○ 田中障害福祉課長

障害福祉課、田中です。

私どもも山口委員がおっしゃっていただいておりますように、きちんとしたいいわゆる本プランと計画相談支援専門員が立てていただくプランを導入することが大事だというふうな認識をしております。まず、サービスをしていただく事業所の拡大に向けても、いろんな市内の事業所を回らせていただけて指定をとっていただくようお願いをさせていただいたり、あと、セルフプランを立てていただいているご本人さんにうちのケースワーカーのほうで訪問させていただいて、本プランの必要性なんかをお話しさせていただいて、きちんと相談支援専門員のプランに移行を進めているような今状況になってございます。

○ 山口智也委員

それに関連しまして、年々サービスの利用者もふえ続けているという中で、さらに潜在的に障害福祉サービスを受けられていない方も潜在的にまだ多くいらっしゃると思うんですね。そういった方が相談場所さえわからないというか、知らないという方も多くいらっしゃると思うんです。相談窓口の周知もさらに強化をしていただく必要があると思いますし、市内5カ所の——5カ所ございますね——委託の相談支援事業所、こういったところもしっかり連携して、そういった相談窓口の周知の徹底というのをぜひお願いしたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○ 伊藤嗣也委員長

他にご質疑のある委員の方。

○ 藤田真信委員

生活困窮者の自立相談とか家計改善、就労準備等の質疑があったんですけれども、生活困窮者自立支援制度が導入されて、ある一定の年度がたったと思うんです。毎年毎年年度ごとに一応決算というところで、その成果というところも審査させていただいて、着実に進んできているということは、私自身は実感していますし、評価したいと思っています。

ただ、その制度が始まってから運用してある程度の年度がたちますので、総合的に見て、具体的に貧困の連鎖という意味でどこまで断ち切れているか、改善できているか、そういったところを総合的にもう一回見直していただいて、単年度決算で単年度予算なのでなかなかやりにくい部分もあると思うんですけど、積み上げていくというようなイメージしかないかもしれないけれども、トータル的に考えてどこが弱いとか、そういったところをもう一回見つめなおしていただく時期に来ているんじゃないかなというところで、来年度の予算とは関係ありませんが、そういった目でそれぞれの仕組みを見直していただけたらなど、そこだけ意見させていただきたいと思います。

○ 伊藤嗣也委員長

ご意見ありがとうございました。

他にご質疑のある委員の方おられますか。

(なし)

○ 伊藤嗣也委員長

それでは、他にご質疑もないようでございますので、本件については、これにて質疑を終結いたします。

委員の皆様申し上げます。先ほど教育委員会のほうで留保しておりました議案第140号につきまして、13時から再開して市長に説明のために出席をしていただきますので、よろしく願いいたします。

○ 諸岡 覚委員

本件に関して終了って、本件ってどの件ですか。

○ 伊藤嗣也委員長

議案聴取会で資料請求になった追加資料について、一旦ここで質疑を終結させていただきます。

それで、教育委員会のほうが済んでから再開させていただきますので、健康福祉部さん、しばらくそういうことで、また連絡させていただきます。お願いします。申しわけございませんでした。

11：50 休憩

13：00 再開

○ 伊藤嗣也委員長

それでは、議案第140号平成30年度四日市市一般会計補正予算（第7号）の審査を再開いたします。

それでは、議案に対する説明のために市長に出席いただきましたので、説明をお願いいたします。

○ 中森慎二委員

冒頭、市長、出席いただいてありがとうございます。

午前中の議論の中で市長の出席をいただいて改めて2月定例会議会の教育民生分科会の中で市長からのご説明を改めて聞く必要があるというふうに私は判断しました。

平成30年度当初予算で大矢知興譲小学校を改築ということで基本設計、実施設計、あわせて債務負担行為が可決され、ほぼ1年をかけて基本設計の部分は完了間際のところまで来ているという状況です。

ただ、去年の11月議会で市議会が市民の方からの請願、内容は改築ではなくて単純な増設で対応してほしいと、こういうような請願を圧倒的な多数ではありませんでした。議会の意志として過半数により採択をされました。それを受けて、年明け、教育委員会、そして市長、精力的に地域の皆さん方と協議を重ねられて、今回の2月定例会議会の追加予算の中で債務負担行為の減額修正というのを提案されました。

提案理由として市長も触れていただいておりますが、さきの2月21日の議員説明会はあくまで議員説明会であって、議会でもなければ委員会でもないということになりますと、今回の債務負担行為の減額修正は、単に債務負担行為の修正ではなくて、大矢知興譲小学校の四十数億円をかける改築から数億円で済む増築案に大きくかじを切る、そういう意味で大きな意味のある債務負担行為の減額だと私も位置づけていまして、そういう意味では議会の中における説明責任、そしてまた、この委員会を傍聴いただいている多くの市民の方々にも説明責任が市長として、あるいは教育委員会として私はあるというふうに理解していまして、そういう意味で改めて市長あるいは教育委員会のほうから12月の議会での請願採択以降の地域等の動き、それから、今回の増築案にかじを切るための債務負担行為の減額修正に至ったことについて、また、加えて、私は四日市市役所の歴史的にも数億円に上る大きな契約を解除するという事は、私の記憶ではありません。そういう意味では違約金の問題等も少し議論になっていますが、そういったことへの対応の考え方等々について、この場所で改めてご説明をいただきたい。そういう意味でご出席をいただきましたので、ぜひよろしくお願ひ申し上げたいと思います。

以上です。

○ 森市長

今回の補正予算について、私の口から説明をさせていただきたいと思います。

中森委員からご提案いただいたということで、今呼ばれた理由というのは承知しております。

まず、過去からの経緯からお話しさせていただきたいんですけれども、これは10年にわたる懸案事項となってきております。そして、私が市長に就任して以降ですけれども、大矢知地区の教育環境課題を中学校の課題と小学校の課題とに分けて、中学校は中学校で、小学校は小学校で解決を図っていくという方針転換をさせていただきました。

そのもと、大矢知興譲小学校においては、改築整備が望ましいという判断のもと、改築の方針をとらせていただきました。そして、昨年2月の定例会議会におきまして改築整備事業費が可決されて、今年度、全面改築の基本計画を進めてきたというところであります。我々もさまざまな大矢知興譲小学校の課題がある中で幾つか申し上げますと、まず、平成34年に普通教室が不足するという件、また、学校の使い勝手が悪い、そして、プール、体育館が校地内がないという課題をパッケージで解決していく改築案が最善の方法であるというスタンスで進めてきたわけでありまして。

ただ、さきの11月定例会議会におきまして、議会のほうで地域から上がってまいりました増築及び大規模改修で対応してほしいという請願が可決されました。私はそれはそれで非常に重い議会の意志であるというふうに判断をいたしました。その請願が採択された中で、我々は改築案、その当時は進めていたわけでありましてけれども、請願の趣旨にもものとりまして、行政が受け入れできる増築案は何かということを探し、行政側の増築案を作成したというか、地元へ提示をしたわけでありまして。改築案においても、地元の意見を聞いた改築案のCダッシュ案を提示したわけでありまして。Cダッシュ案、そして増築案を地元へ提示した中、やはり地元は増築案がいい、増築案が望ましいという統一的な見解をとられたというところであります。

そういった中で、さまざまな課題がありますけれども、教室の使い勝手が悪いであるとかプールと体育館が校地外にあるという問題を各保護者、地域の方はその課題は認識しているものの、そういったところが改善されなくとも、やはり2年4カ月の工事期間は子供たちに負担であるとか、5階建ては受け入れられないという、そういった判断をされて、その部分は解決に至らなくとも、ぜひとも増築案、大規模改修案で進めてもらいたいという、そういった総意であることがわかってまいりました。

そういった中、平成34年度の普通教室不足を解消する必要がある、ここは避けては通れ

ない課題であります。この課題を解決していくためには、この議会が最後のタイミングであると私は認識をしております。そういった中、住民、保護者の思い、また、議会の請願採択という意味、そしてこのタイミングで意思決定をしていかなければならないという状況、こういったところを総合的に勘案しまして、今回、増築案という形で方針転換をとらせていただいたわけであります。

これは、今年度当初から進めております改築案の基本計画の流れとは大きく変わる案となったわけでありまして、やはりさまざまな事象を勘案すると、ここで私の政治的な判断も含めて、増築案をとることが望ましいということで、今回こういった結論に至ったわけであります。

この増築案への方向転換をするに当たって、違約金等が発生する可能性があるというご指摘があります。まだ実際にどれぐらいの違約金になるか、ならないか、それは見えてきません。ただ、違約金が発生する可能性があるということは、これは否定すべきものではありません。そういった意味では、こういった違約金の発生、重く受けとめておりますし、基本計画を進めてきた部分が活用されなくなるという部分も非常に重いものであると考えております。

ただ、この増築案を決めた材料の中にこういった問題が生じるということも包含した中で増築案を決定したわけでありまして。そういった事象があるものの、今後の教育課題の解消、そして、地域、議会の意志を踏まえて、私は増築案を採用したということでございますので、ぜひとも委員の皆様方においては、この思いを酌んでいただきまして、ご審議いただきたいと思っております。

以上になります。

○ 伊藤嗣也委員長

ありがとうございました。

ご質疑のある委員の方は挙手にてお願いいたします。

○ 中森慎二委員

ありがとうございました。

議会のほうも、市長あるいは教育委員会が取り組んできた経過も十分承知をしておりますし、さきの11月定例会議会での請願採択というのが今回の事象に大きく影響を与えてい

るといふことも議会の人間の1人として十分認識をしているつもりです。この問題、約10年間にわたって大矢知中学校の建設から経て改築案、そしてこの増築案に大きくかじを切つて、市長、あるいは教育委員会が決断を最終的にしていただいたということで、大変私どもも重く受けとめているところです。

その中で、今回増築ということになりましたが、地域の皆さん方、保護者の皆さん方も含めて、議会の請願の採択の意向もそこにあるということで、増築案と大規模改修という手法でもうぶれないと、これで最終的に行くということで、私どももそういう決定にかかわらせていただいておりますが、それはそういうことで間違いのないという判断で、市長、よろしいでしょうか。

○ 森市長

私どもも方針転換をしたということですので、それ相応の裏づけがないと方針転換をすることができません。改築案の改善案と増築案、二つを地域にお示しして、さまざまな議論があったということも聞いております。そういった中、連合自治会長の会議の場で増築案を満場一致で受け入れるという自治会の判断があったというのが私の大きな意思決定の一つであります。ですから、保護者の方も含めた地域としてこの増築案を受け入れたと私は認識をしておりますので、大矢知地区の方々が今後方針を変えることはないと思っておりますし、私はその思いを酌んで増築という判断に至りましたので、この増築をしっかりと進めていきたいと思っております。

○ 中森慎二委員

ありがとうございました。

改めて増築案にかじを切ると、これは戻ることはないというご判断をしていただいたということを前提に債務負担行為の審査をさせていただきたいと思うんですが、ただ、もう一つは大矢知興譲小学校の抱えている基本的な大きな課題、解決は、大規模改修と校舎の増築ということだけでは解決できない問題も潜在的に抱えているものがあります。体育館の問題であったりプールの問題であったり、敷地全体の狭隘という部分も、これは解決する部分じゃなくて、むしろ増築することによってグラウンドの占有もしていくということもあるわけですし、そういった将来にわたっての教育的課題が全て解決されることではないという増築案でありますけれども、それでもそれに踏み込みということについては、ど

ういうふうな整理をされているのでしょうか。

○ 森市長

確かに先ほど申し上げましたように、当初は改築案でさまざまな課題をパッケージとして一括で解決していきたいという思いを持っておりました。それが最良の策であるという認識のもと進めてきたわけでありますけれども、さまざまな協議、さまざまな事象が発生していく中で、地元の意向としてある一定の課題は残るものの、増築、大規模改修を望むという声が総意であるということと、さまざまな課題のレベル感もあります。私が認識する一番重要な課題としては、平成34年度の普通教室不足への対応だと思っております。使い勝手が悪いとか多少不便が生じるという部分、本当は解決をしたかった部分ではありますけれども、ただ、現在もこの状況下で今子供たちは過ごしているわけなので、そこは地域、保護者の理解もある中で、じくじたる思いでありますけれども、この課題は繰り越した形になりますけれども、最も解決しなければならないであろう普通教室不足にはしっかりと対応していかなければならないというところで今回の選択をさせていただいたことでもあります。ですから、課題を解決できない部分もありますが、それは地域の方、保護者の方としっかりと認識を共有して、ハード面では解決はしませんけれども、ソフト面でいかなる解決を図っていけるのか、いかなる改善を図っていけるのかというところも踏み込んで進めていきたいと考えております。

○ 中森慎二委員

ありがとうございました。

最後に私から一つ、今回改築工事ということで、平成30年度当初予算に基本計画、実施計画の債務負担行為が可決され、設計業務が動いていると、これを今回の議会での議決を経て契約を解除、違約金の問題等もありますが、それともう一つ、四日市市の貴重な財源を基本計画を策定する部分において予算消化を実際されているということにおいては、それが実質的にはむだになってしまう、増築案に変わることによって。そういうことに対する議会あるいは市民、議会の請願の判断もあってゆえのことですので、これは、私は議会も同じ位置づけに、責任においてはあるんだろうと思っておるんですが、そこらあたりについて、市長のお考えがあればお聞かせいただきたい。

○ 森市長

改築案で行きたかったというのが本音ではあります。ですから、こういう違約金が発生する、また、基本設計の部分が不要になってしまうというところに関しては、私としてもじくじたる思いは持っております。これは市民の方にもしっかりと伝えていかなければいけない事実であると認識をしております。ただ、その部分を乗り越えてまでもこのタイミングで意思決定をしなければ、大矢知興譲小学校の子供たちの教育環境が担保されないという極めて切迫した状況でありましたので、そういった部分もあわせてご理解もしていただけるように説明はしていかなければならないと思っております。

○ 中森慎二委員

ありがとうございました。

私のほうはこれで一旦終わります。

○ 山口智也委員

今回の市長のご判断、私も非常にじくじたる思いをしております。市長も教育委員会も、非常に悩み続けながら今回の最終決定をされたのかなというふうに理解をしておりますけれども、幾つか市長にも教育委員会にも確認だけ最後にさせていただきたいと思いますが、まず、教育委員会に確認をさせていただきますが、債務負担行為1億2000万円のうち、もう既に執行した分というのは大体どのぐらいを占めているのか、教えていただきたいと思います。

○ 中村教育委員会理事

教育委員会理事の中村でございます。

一応支払いベースとしましては、前金払いとして3726万円、前金として払ってございます。ただ、これにつきましては、今回増築という形をかじを切るとなれば、それを一旦清算という形になりますので、基本設計としての完了という形で一旦打ち切るとなると、そこで清算をするという形になります。ですので、前もご説明させていただきましたように、おおむね大体今予想されておるのは、基本設計としては3800万円ほどということになりますので、若干のプラスアルファはございますが、そこでの清算という形で教育委員会としては今考えておるという時点でございます。

○ 山口智也委員

それに加えて、午前中も説明があったように、違約金ということで損害賠償の可能性が高いということで、これまでの市が投じてきた税金がむだになるということに対しての、このことについての、これは市民全体に影響する話ですので、どう市民に説明していくのか、また、特に当該地域の住民、保護者に対しても、これまで改築と言ってきたわけですし、それをいまだに改築で行くんやなというふうに思っている方も多いと思うんですけども、そういった方に対してどう説明をしていくんだということ、これは、教育委員会というよりはやはり最終決定した、我々、当然議会の責任も非常に大きい部分がありますので、議会としてもしっかり説明をしていく必要があると思いますけれども、行政側としては、やはり市長の責任において説明責任をしっかり果たしていくべきだと思いますけれども、市長、いかがでしょうか。

○ 森市長

おっしゃるとおりだと思います。まずは今、議会のほうで審議をしてもらっているところで、我々はできる限りの情報を開示していかなければならないと思っております。議案質疑とか今回の質疑の中でもさまざまな観点からご質問をいただいているわけでありまして、まずしっかりと議員の皆さんに現状を伝えていただく、そしてまた判断をしていただくというところがまず一つあると思います。

また、先ほど中森委員からの答弁でもありましたように、今回、基本計画の予算の執行部分であるとか、また、発生するかもしれない違約金の部分であるとか、要は、想定外の部分がコストとして発生するという状況になります。こういった部分は、私としても本当にじくじたる思いは持っております。

ただ、先ほど申しあげましたように、それを踏まえて、やはり平成34年度の大矢知興譲小学校の普通教室不足に対応していくためには、このタイミングで意思決定をしていかなければ間に合わないという中でこういった政治的判断をさせていただいたわけでありまして、この判断は、今議案として挙げさせていただいているわけですが、この結果が出ましたら、やはり地域の皆様方にも、もちろん増築を提案された地域の方々も一緒になって、それは保護者の方、そして、ほかの地域の方々には伝えていけるように説明会なり、そういった機会はしっかりと設けていきたいと思っております。これは私の決断ではあります

けど、さまざまな意見を集約した中での決断であると思っておりますので、関係者を含んで、ともにしっかりと説明責任を果たしていきましょうという声かけもさせていただきたいと思っております。

○ 葛西教育長

教育委員会としての説明責任、このことについてもお答えさせていただきます。

私どもは増築の方針を変更するという事で、適切な予算執行による成果が今後の事業に生かすことができないという結果になりました。これは、やっぱり市民の皆さんからお預かりした税金を効果的に活用できなかったということで、大変申しわけなく思っております。

説明責任につきましては、方針変更に至る理由やプロセスを明らかにしてわかりやすく整理しご説明することでご理解いただくことが大切だと考えております。市議会の皆様には、議員説明会や協議会、あるいはこのような場でご説明もさせていただいてご理解を賜っておるところですけれども、市民の皆様、あるいは地域の皆様には、まだまだこれからしっかりと説明をさせていただかなきゃならないと。そのためにも保護者や地域の方々にもご協力をいただきまして、これまでの検討や話し合いの経緯について、一緒になってまとめさせていただいて、そして、それを地域の中に出させていただいて説明をさせていただくと、そういうふうなことをしっかり共通認識をつくってまいりたいと思っております。

また、改めて平成31年度に増築案の設計予算や設計契約の解除の経緯、これを議会にご説明する際にもこの資料についてもご説明させていただき、市民の代表である市議会に対して説明責任を果たすことが市民の皆様への説明責任の第一歩というふうにして考えております。これまでの2年の歳月と基本構想、基本設計等の予算をいただいたことは、今後の増築案で事業を進める際に常に肝に銘じて、効率的な予算執行とスピード感のある事業を心がけてまいりたいと思っております。

○ 山口智也委員

我々議会にも大きな責任がありますので、我々は議員としてしっかりと説明をしていく必要があると思います。

行政側としては、やはりさまざまな方が関係しているからというお話がありましたけれ

ども、やはり市長が先頭に立って丁寧なプロセス、どういった経緯でこういう決断に至ったのかということ、誰が誰に対していつやるのかということ、具体的な早急に決定をこの議会の後はしていただいて進めていただくようお願いしたいと思います。

それから、市長も先ほどから地元の総意というお言葉を使われましたけれども、果たして地元の総意なのかということ、これは疑問が残る点なんです。といいますのも、やはり市長が先頭に立って附帯決議を執行していただいたアンケートの結果とも今回矛盾する話です。そのあたりは、市長、どのように受けとめていらっしゃいますか。

○ 森市長

過去の経緯からして、アンケートもとらせていただきました。どの部分を地域の意見とするのかというのは非常に難しいところがあります。アンケートの後、増築を求める保護者の方々の署名も提出をされたわけでありまして。そういった部分で、何を民意とするのか、何を地域の声とするのかというのは非常に難しい判断でありました。

ただ、最後の局面において、学校建設委員会であるとか、また、地域の連合自治会長の会議であるとか、保護者を含むそういった部分で増築、大規模改修を望むという声が大きかった、そういうところに集約されていったと私は受けとめております。その時点時点でさまざまな結果が出ている状況ではありますけれども、この改築の改善案と増築案2案を示した中でどういう判断をされるかということの局面では、私は、多くの方が増築を望まれたという理解でいるところでありまして。

○ 山口智也委員

市長はそのように捉えていらっしゃいますけれども、私は、依然市長のそのご説明を聞いても、果たして本当にそうなのかということは、疑問は残っているというのが正直な感想です。ですので、やはりそういったまだまだ今回の決定に対して不信に思われる方というのは地域住民の方、特にまだまだいらっしゃいますので、そういった意味でも、やはり最終決定に至った市長のご判断というのを丁寧に説明していくべきだと、その一言に尽きるわけです。

もう一点市長にお聞きしたいのは、今回、RCで増築となれば、その部分に関しましては、大規模改修も含めて60年、70年と長期間にわたってそれは維持されるわけですから、全面改築というのはもうかなりの期間ない話になるわけですね。それに伴って、先ほど

も話がありましたように、プールや体育館といったところの根本的な問題というのは解決されないままにいくと。ただ、地元からはその部分については求めないというご意見があるわけですが、ただ、そうは言っても、これは今後どういうふうに動いていくかというのは、将来的にも今の地元との合意というところをどう担保していくかというのが、そこが一抹の不安があるわけなんです、そのあたりをどういうふうにこれから地元と調整をしていくのか、何か具体的な考えがあればお示ししていただければありがたいんですが。

○ 森市長

まだ地元と私が直接何をしゃべったかというわけではないので、今後の話になるんですけども、今回、増築、大規模改修で教育課題を解決していくという方針をとらせてもらいました。この方針をとったということは、通常、他の学校での大規模改修プロセスと同じプロセスを踏んでいくという認識であります。そういう意味では、大規模改修した後、数十年はこの状況で教育環境を変えることなく維持していくというのがほかの学校の例からしても通常の例でありますので、そういった他の学校と同じ大規模改修プロセスに乗ったという私は認識しておりますので、他校と同じ形での取り組みになっていくと私は認識しております。

○ 山口智也委員

これは、この補正が通ったとしての仮の話ですけど、もしそうなった場合、やはり市長がおっしゃったように、今回の大矢知についても、通常の学校施設の維持管理計画の通常のプロセスにしっかりこれを乗せて、そこは揺るがないということをしていくべきだろうというふうに思いますので、その点は、また教育委員会もぜひ認識しておいてほしいなというふうに思いました。

今回の市長の判断も請願の議会の判断というところも重く受けとめていただいたということなんですけれども、やはり、私、今回非常に強く感じましたのは、議会もそうなんですけれども、行政としても、我々は一旦1年前に議決をした、今回その後に請願が出てきて、地元のご意見がまたそこへ出てきた。これをどういうふうにバランスをとっていくのかということは、これはすぐ答えが出る問題ではないと思いますけれども、ただ、やはり今回の市長のご決断というのは、市の主体性といいますか、議会にも当然同じことが言え

ますけれども、その辺には少し疑問が残ります。

しかし、これは私の意見ですけれども、ただそうは言っても、これ以上この問題が長引けば、当然平成34年には間に合わないということもあるし、これ以上地元の子供たちに影響させるわけにはいかないという観点から、苦渋の判断をしなければならないというふう
に今現在感じているところです。

以上です。

○ 伊藤嗣也委員長

ありがとうございました。

他に。

○ 諸岡 党委員

まずは冒頭に、苦難の決断をされましたことに敬意を表したいと思います。

その上で1点だけ確認したいんですが、現段階で地元の皆さんはこれに合意をしてもらっているということです。市長としては、地元の皆さんを信じて、今後この意思が変わることはないというふうに判断をされているという、そんな趣旨のこともおっしゃいましたけれども、例えば、これをやると少なくとも20年間はそのまま行くというふうにはなると思うんですよ。そうすると、20年たつと変な話、今小学生、中学生の子たちが親になって、その子供が学校に通う年になってくるわけですよ。例えば10年先の保護者の皆さんから、体育館が遠い、プールが遠い、何とかしてほしいというような請願のようなものがもし上がってきたら、正直、多分今の自治会の皆さんというのは10年先の保護者、今小中学生の子供たちの意見まで代弁できているとは思えないですよ。そのときに行政は毅然とした態度で、変な話、10年先にひょっとしたら市長も変わっているかもしれないし、それはケースバイケースなんだけれども、今ここで判断をするのは、少なくともこれをやったら20年、最低でも今ある校舎の耐久が切れる20年まではこのまま行き切るんだということが断言できるのかということ、例えば10年先に、議員も半分ぐらいは多分10年すると入れかわっていると思います。そうすると、10年前の議会が何を言った知らんけれども、今こういう請願が保護者から上がってきているんだから、この請願を通せということもあるかもしれない。10年後の議会がまたひっくり返って請願を通してしまう可能性もある。そうしたときに、そこの整合性ってどう捉えていくのか。今、これが最終決断で、この先20年は

どんな意思が出てきても、これに関することはこのまま行き切るんだと断言できますか。

○ 森市長

私が10年後、どういう立場かわかりませんが、さまざまな政治決定があると思いますけれども、私は10年後のことまで決める立場にはないですけど、私の今の思いとしては、先ほど山口委員にお答えしたように、今回大矢知興譲小学校はほかの小学校と同じ大規模改修プロセスに乗ったわけです。そうすると、ほかの学校でも請願が出たら建てかえるのかという話にはなってきますけど、そうではないと思います。ですから、通常どおりのプロセスで、大規模改修のプロセスで行き切るというのが本来の進め方だと思っておりますし、そうあるべきだと思います。

○ 諸岡 党委員

そうすると、今回の判断が最終であり、少なくともこの先、現状の今ある校舎の耐久が切れるまではこのまま行き切るよと、現段階ではその覚悟であると、そういうふうに認識してよろしいですね。

○ 森市長

そうでもありますし、そうです。

○ 諸岡 党委員

了解です。

○ 伊藤嗣也委員長

よろしいですか。

○ 荒木美幸委員

簡単に確認からさせてください。

廃止後、6月に新たな予算が計上されるということは議員説明会でもお聞きしておりますが、その時点でもう一回基本計画からのスタートになるんですか。それをちょっと教えてください。

○ 中村教育委員会理事

理事の中村でございます。

増築の場合は、以前議員説明会でもちょっとお示しをさせていただいたんですが、部屋をある程度定型的な形をとっておりますので、改めて基本計画、基本設計をするものではございません。実施設計から入る予定ではございます。

○ 荒木美幸委員

新たな増築後のスタートが平成34年4月には間に合わないという予定でしたか。その辺のスタートを教えてください。

○ 広瀬教育施設課長

教育施設課、広瀬でございます。

増築校舎につきましては平成33年度中に完成いたしますが、増築する校舎というのは特別教室を3教室ご用意させていただきます。その関係で、今ある校舎の中にある特別教室を増築棟のほうへ移しますので、今校舎の中にある特別教室を普通教室に改修する工事がどうしてもその次の平成34年の夏休みと、お子さんたちが使っている間はできませんので、1学期間は特別教室を普通教室として利用していただく期間が発生するというふうに読んでおります。

○ 荒木美幸委員

わかりました。

今、他の委員さんも質問されましたので、おおむね私も聞きたかったことがクリアになったかなと思います。私個人としましても、大矢知興譲小学校の問題については、今でも子供たちのよりよい環境のことを考えたときに、当初教育委員会が示したCダッシュ案で進めるべきだという気持ちは強く、実は私、持っております。しかし、この8年という長い間、やはり地域を巻き込んだ問題であったがゆえに、いろんな方々を翻弄しながら進んできたという責任は、これは行政だけでなく、先ほど中森委員もおっしゃいましたけれども、議会にも非常に大きな責任があるというふうに思っております。それは真摯に私たちも受けとめていかなければならないと思います。

あと、一つ市長にお願いしたいのは、見落としていけないのは、リーダーとして、誰が一番汗をかいてきたかというのは、教育委員会の職員だと思っております、私は。膨大な資料をつくり、膨大な説明をし、本当にそれをずっと私も8年間見てきましたので、それほど表立って取り上げられることはないのかもしれないですけども、陰の労力、苦労というのは、リーダーとしてしっかりと受けとめていただいて、その苦労をやはりどこまでリーダーがわかった上でこれから教育委員会を引っ張っていくのかということは何となく大きなことだと思っております。その点について、少しお考えがあればお願いします。

○ 森市長

荒木委員ご指摘のように、教育委員会はもう10年、現場と向き合って汗をかいてきたと思っております。私も市長に就任して2年ちょっとでありますけれども、さまざまな地域に足を運ぶこともありましたけれども、それ以上に教育委員会は足を運び、そしてさまざまな意見のやりとりを行い、大変苦勞したと思っております。そういった部分も私自身しっかりと認識をしておりますし、そういった意味でも今回最終決定ということだと私は思っております。これで全ての問題は解決しないですけども、最大の課題である普通教室不足の解消に大きく近づける決定であると思っておりますので、最後までしっかりと教育委員会と力を合わせて走り抜いていきたいと思っております。

○ 荒木美幸委員

表舞台に立つ人だけではなく、裏の陰で苦勞されている方の思いをしっかりと受けとめるのが私は真のリーダーだと思っておりますので、それを本当に市長にはお願いしたいというふうに思っております。

よって、今回の債務負担行為廃止ということについては、先ほど申し上げたように、今でもCダッシュ案がいいと考える私にとっては非常に苦渋の決断ではありますけれども、やはり地域の本当に大きな反対の中で、ここは市長も物すごく悩んだところだと私も思いますけれども、これ以上教育委員会の示した案で進めていくことのリスクの大きさ、そのリスクというのは、やはり地元調査に係るお金であったり時間であったり、また、そして今お話ししました職員の苦勞、こういったことを考えたときに、もうこれ以上の引き延ばしはできないというじくじたる思いでございます。

ただ、残された課題については、大矢知地区はもうこれでいいのだということで、ハー

ドの大きな変更などはこれからないのかもしれませんが、やはり教育委員会としては、そこに子供がいるわけですから、子供たちの置かれている環境を考えたときに、教育の視点から、先ほど市長もおっしゃいましたけど、ハードが触れないのであれば、どこまで工夫をしてソフトの面で子供たちを守っていくかということは、本当にこれからまたしっかりと協議をしていただきながら、これから入ってくる大矢知興譲小学校の子供たちによい環境をつくっていただきたいと心から思っておりますので、よろしくお願いします。

以上です。

○ 伊藤嗣也委員長

他にご質疑のある委員の方はおられますか。

○ 中森慎二委員

これは質疑ではありませんが、今回の債務負担行為の審査に当たって理事者のほうから出てきている資料はほとんど皆無なんです。きょう、市長にご出席をいただいて改めてこの経過と方向性について改めて委員会として確認をさせていただいた中で、私は2月21日に議員説明会で配付された資料が債務負担行為補正の委員会審査における付随的な説明資料として、正式な資料として提出をいただきたいと。内容は全く同じもので結構なんです。委員会の審査に当たってもこの資料が使用されたということの形をつくっていただきたいなと思っていますので、それだけよろしくお願いします。

○ 伊藤嗣也委員長

委員の皆様申し上げます。資料は準備できておりますので、今配付させてもらってよろしいでしょうか。

○ 中森慎二委員

内容はもう皆さんわかっていますので、18ページにわたる議員説明会の資料が教育民生分科会における債務負担行為減額の審査の資料として提出されているということで、題目を変えて提出をいただきたいということです。今出してくださいという意味ではないので、形の上で出して、過去調べたらこういう資料は委員会資料として出されていたということが確認できるようにしていただきたいと、そういう意味です。

○ 伊藤嗣也委員長

ありますので配らせていただいてもよろしいでしょうか、今もう用意させてもらったので配らせてもらっても、済みません。

表紙だけ変えさせてもらいましたので。資料は、内容は同じでございます。委員会としてきちっと追加資料として本日提出させていただきました。

それでは、他にご質疑のある委員の方はおられますでしょうか。

(なし)

○ 伊藤嗣也委員長

なしというお声をいただきました。

他にご質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に移ります。討論のある方は挙手にてご発言願います。

(なし)

○ 伊藤嗣也委員長

なしというお声をいただきましたので、討論も内容でございます。

これより分科会としての採決を行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 伊藤嗣也委員長

なお、全体会へ送るか否かは採決の後にお諮りいたします。

反対表明もないため、簡易採決により行います。

議案第140号平成30年度四日市市一般会計補正予算（第7号）、第1条債務負担行為の補正につきましては、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

○ 伊藤嗣也委員長

ご異議なしと認め、本件は可決すべきものと決しました。

最後に、全体会へ審査を送るべき事項について、委員の皆様からご提案がございましたらご発言願います。

(なし)

○ 伊藤嗣也委員長

なしということでございますので、送らないことといたします。

これで教育委員会所管の議案審査は全て終了いたしました。協議会事項につきましては、全ての審査終了の後に取り扱いますので、よろしく願いいたします。

[以上の経過により、議案第140号 平成30年度四日市市一般会計補正予算（第7号）、第1条債務負担行為の補正について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する]

○ 伊藤嗣也委員長

理事者の入れかえがありますので、委員の皆様はしばらくお待ちください。

再開は午後2時でお願いいたします。

市長、どうも、出席ありがとうございました。

2時からは請願を諮らせてもらいますので、よろしく願いいたします。

13：45 休憩

14：00 再開

○ 伊藤嗣也委員長

それでは、これより教育委員会に関する請願の審査を行ってまいります。

当委員会に付託されている請願第4号安心安全な温かい中学校給食を求めることについ

て及び請願第5号小学校のような四日市市直営の中学校給食の実現を求めることについては、2月20日に開催しました委員会の中で、請願者に意見陳述をしていただくことが決定しており、本日、請願者の方に意見陳述のためお越しいただいております。

請願第4号 安全安心な温かい中学校給食を求めることについて

○ 伊藤嗣也委員長

それでは、まず、請願第4号の安心安全な温かい中学校給食を求めることについてを議題といたします。

請願者の方は請願者席へご移動ください。

本日はお忙しいところ、当委員会にお越しいただきましてまことにありがとうございます。本日は請願の趣旨をご説明いただき、各委員より質疑をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、請願第4号について、朗読を事務局に求めます。

(事務局朗読)

○ 伊藤嗣也委員長

ありがとうございました。

それでは、請願者の方に請願趣旨についての意見陳述を行っていただきますので、よろしくお願いいたします。

なお、ご発言につきましては、挙手をいただきまして、私が指名をさせていただきますので、その後ご発言をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

それでは、請願者の方、意見陳述をお願いいたします。

○ 請願者（藤崎）

本日は代表の桐山が仕事の関係上抜けられず、済みません、私がかわりに意見陳述をさせていただきます。

先ほども請願内容を読み上げていただいたとおりなんですけれども、食缶給食による中学校給食の導入を目指して、基本構想・基本計画を何度か傍聴させていただきました。

その中で、センター1カ所で市内22校全ての中学校に給食を配送するという提言がなされたのですが、先ほども読んでいただいたとおり、1カ所から市内22校への配送時間というのは、おくれの心配があったりだとか、また、地震や風水害、大雪などによって渋滞したりだとか、1カ所では幾つものリスクが考えられるんじゃないかと考えました。

また、衛生管理や食物アレルギーの対応など、あと、適温提供、時間がたつとどうしても味が落ちてしまったりだとか、1カ所にしてしまうことによって周辺環境、トラックが何台も1カ所ですごく渋滞を起こしたりだとか、1カ所に集中してしまうことによって周辺環境の配慮においても、1カ所だけで運営や配送するのは安心や安全の確保がなされないのではないかと考えました。

また、市が募集したパブリックコメントの中でも、給食センターの整備数や給食の実施方式につきまして一番意見が多くあったことから、やっぱり多くの市民が給食センターを1カ所にするということに対しては不安に思うこともあるのかなと考えました。

その上で、給食センターを1カ所にするのではなくて、自校方式や親子方式、小学校と中学校を一緒に、小学校でつくってもらったりだとか、また、それが不可能であるというのであれば、複数センターを建設していただきたいと思ってお願いさせていただきました。

以上です。

○ 伊藤嗣也委員長

ありがとうございます。

どうか緊張なせずに、これから質問がありますのでよろしくお願いします。

それでは、委員の皆様、ご質疑等がございましたら挙手にてご発言をお願いいたします。

○ 山口智也委員

きょうはご出席いただきましてありがとうございます。山口と申します。

2点お考えを伺いたいと思いますが、まず1点目は、複数センターの建設ということをおっしゃっておられるんですが、複数センター建設の一つのデメリットとしましては、将来的に維持管理費が大きな財政的負担になるという点だというふうに思うんですが、教育委員会から示されたものは20年間の概算事業費、これがセンター1カ所ですと190億円なんですね。センター2カ所になりますと223.9億円となるわけですね。さらに、これは全国的に、四日市も同じですけれども、将来的に生徒数というのは減少していくと推計され

ます。そうすると、複数センターの建設というのは、そういう面でも非常にリスクが高くなると私は考えるんですけども、請願者の方はそれに対してどういうふうなお考えを持っていますか。

○ 請願者（加藤）

確かに財政的な負担も考えることは本当に大事な点でもあろうかと思えます。ですけども、将来的に、例えば今、小規模な中学校が統廃合されるかもしれないとかいろんな、ちょっと外れるかもしれませんが、そういうふうなことから、例えば塩浜が親校になって楠が子校になって配送するという案とか、いろいろ検討はされてきたんですけども、それも将来のことを考えた場合に、その学校というのは親校に選ばれた学校がみんな小規模な学校だということで、それは基本計画を検討していただく中でもそれは排除されたというか、その案は。そういういきさつがあるのは私たちもわかっています。ですけども、小規模な学校を必ずしも統廃合するのがいいのかということも一つあると思えます。小さな規模の学校を、地域の文化の拠点でもありますし、そういうのを守っていくのを大事な点だと思いますので、将来的にそういうところがなくなってどうなるんだとかいうのを考えることももちろん大事です。ですけども、今私たちは5年後にスタートしようとしている中学校給食が子供たちのために本当によりよいものであってほしいという、一度建ててしまったらそれでもとに戻すことはできないので、私たちはもう少しその辺の検討を慎重にさせていただけるとうれしいなと思ってこういう請願をしております。

○ 山口智也委員

よりよい給食センターになるようにということは共通の認識だと思っておるんですけども、ただ、そうは言っても、子供の数が減ってくる中で、財政的なというのも一番ベースになってくる、それは長期間にわたって市の財政に影響してくる部分ですので、この辺は慎重に考えざるを得ないというのが私の意見ですけども、そういった意見もあるということをご認識いただければと思います。

もう一点は、配送時間のことが請願に書かれておりますが、実際、計算上も、また、実際に走行しても、計測して結果が出ておるんですけど、1カ所でも2カ所に比べると多少伸びますけれども、ただ、配送時間としては60分以内に全ての中学校に配送されるという結果が出ておるんですけども、このことについてはどう捉えていますか。

○ 請願者（藤崎）

実際に走って確かめられたということですがけれども、やっぱり遠い中学校に運ぶには、早くつくり始めないといけないというところから、前日に下処理をしなければならなかったりだとか、本当に60分で行けたらいいんでしょうけれども、やっぱりおいしさとか安全性ということを考えて場合、その日のうちにとするか、下ごしらえを前の日にして早く仕上げて1時間かけてとって味がちょっと落ちてしまったりということは、子供たちにとってはいいことではないのかなというふうに考えます。

○ 山口智也委員

私もちょっとそこら辺は教育委員会のほうにも確認はしたいと思いますが、配送時間のために前日に下処理をしなければならないということが、それはまた後で確認をさせていただこうと思いますけれども、お考えはよくわかりましたので、私からの質疑は以上です。

○ 伊藤嗣也委員長

他にご質疑のある委員の方。

○ 諸岡 覚委員

この請願の趣旨の骨格のところの根拠がちょっとよくわからないんだけど、前段、思いが書いてあって、中段以降で、しかし給食センター1カ所では云々というのがあって、例えば食中毒だとか衛生管理、食物アレルギー、周辺環境の配慮等が安心・安全の確保がなされないのではと考えますというふうにあるんですけども、普通に物事を考えていくときには、これをするとこういう理由でこうなりますというものの考え方が必要なんですけど、ここにその理由が書かれていないんですよ。なぜ安心・安全の確保がなされないと考えるのですか。というのは、私も数学のプロではないんだけど、自校調理方式で十数校でやるのと1カ所でやるのと、確率論で言うと多分変わらないんじゃないのかなと思うんですが、どういう計算式で確率的にこちらのほうが危険だという判断をなされましたか。計算式を教えてください。

○ 請願者（加藤）

計算式でって言われましたが……。

○ 諸岡 党委員

ではない。じゃ、別の根拠。

○ 請願者（加藤）

リスクというのが、複数のリスクが考えられると私たちはここに書きました。その一つが先ほど山口委員さんからもおっしゃられた配送時間の問題もありますし、ここにも書きましたけれども、自然災害が起こった場合、1カ所のセンターでしたらそこで全部の中学校へ送る給食をつくっているわけですから、その電源が何らかの形でトラブルが起こったとか。それから、滅多にないでしょうけれども、異物混入があったとか、そういうときには全部の学校に影響が及ぶわけですよ。ということで、リスク分散という意味合いからも一つのセンターではなくということを考えていただきたかったんです。

○ 諸岡 党委員

リスクの根拠のところちょっと私はわからないんだけど、例えばわかりやすく言うと、四日市市内のどこかに1年に1回自然災害が起こるとします、例えばです。10地区あるとして、1年に1回災害があるとしましょう。そうすると、この地区には1回災害があると10年後までもう災害がないわけですね。この地区はまた10年に1回、この地区は10年に1回、そうやって考えていくと、1カ所であろうが10カ所であろうがリスクは一緒のはずなんですよ、確率論でいくと。

今回、県に1カ所つくりますね。県に例えば10年に1回来るとして、県には10年に1回、仮に何らかの災害が来ます。そこで確かにその日は二、三日とまるかもわかりません。でも、例えば楠にも給食センター、どこにも給食センターがあると、毎年どこかの給食センターで災害が起こることになるわけですよ、確率論、仮定の話ですよ、例えば。だから、私、この説明を聞くと、確率論から考えると、1カ所にしても10カ所にしても確率は変わらないと思うんだけど、その根拠をちょっと教えてほしいんです。どうしても私はそこが理解できない。なぜ複数箇所にしたらリスクが減るのかという、確率が減るのかという、リスクというのは確率ですから、なぜ確率が減ると言えるのかという、その根拠

が全く私は理解ができないんですけど、いかがですか。

○ 請願者（藤崎）

確率と言われるとちょっとずれてしまうかもしれないんですが、以前、策定委員会を傍聴させてもらった中で、センター給食をされていたという栄養士の先生だったか、異物混入してしまったというときに、1校から全部のところに間に合わなかったという話を聞かせてもらったんです。いけない、給食をとめてと言われたときに、1カ所で22校だと、もう出ていますとって連絡をするのがとても大変だったというお話を聞いて、まずそういう異物混入や食中毒発生もリスクがあるのかなと。例えばですけれども、2カ所あったら近いところなのでとめることはできるのではないかなというふうに考えました。そういう点でのリスクというふうに書かせてもらったつもりです。

○ 諸岡 党委員

例えば今、異物混入を1例に挙げて言われたけれども、仮の話ですよ、100回料理したら1回異物混入するとしましょうよ、例えばですよ。そうすると、1カ所の給食センターであると100日間に1回異物が混入するわけです。でも、10カ所でやると10日に1回異物が混入するわけです。でも、被害の範囲は10分の1で済む。でも、トータルで見たときには、やっぱり確率は変わらないと思うんですよ。リスクは、変な話、10カ所でやっても1カ所でやっても、リスクは絶えずつきまとうんです、これは絶対的に、リスクは絶対つきまとう。ただ、リスクが高まると言われると、高まる根拠がわからない、私は。リスクは1カ所でも10カ所でもリスクはあり続けるし、同じだけのリスクがあり続けると思うんですが、高まる根拠を教えてくださいたいんですよ、なぜ高まると言い切れるのか。

○ 請願者（加藤）

10カ所だったら10日に1回の……。

○ 諸岡 党委員

仮に100回料理をしたらという前提ですよ。

○ 請願者（加藤）

でも、それは違うんじゃないでしょうか。

以前に確か森市長さんが、今市内で小学校、40校、38校になりましたかね。その学校で自校でやっておりますね、自校方式で。40カ所あったら40倍のリスクがあるんだと言われたんです。一つのセンターと40カ所で、それぞれの学校でつくっているのを比べたらって。それは違うんじゃないかなと思ったんです。というのは、それぞれの施設で起こる確率は同じじゃないですか。ということは、もし1カ所だけのセンターで起こったら、市内全部の中学校への給食は提供できなくなるということで、これはリスクが高いんじゃないですか。それが分散していたら全域には渡らないですよ。そういう意味だったんですけど。

○ 諸岡 覚委員

市長が言う1カ所と40カ所なら40倍というのは、それは言葉の言い方の問題だと思うんです、私が言ったことと同じなんだけれども。例えば100回に1回異物混入があるとすると、10校で分けたら、それは100日に1回じゃなくて、10校で10日やったら100回分調理するわけですから、そういう意味で10倍にはなると思うんですよ。だから、確率論で言うと、あくまでも一緒だと思うんですよ。というのは、例えば1校でやっても40校でやっても100校でやっても確率は高まるとおっしゃるけれども、例えば四日市市内には何百というレストラン、飲食店があります。四日市は必ず毎年何件かの食中毒を出す店が出ます。それはたくさんお店があるからなんですよ。でも、まさに1カ所しかない料理屋さんで毎年食中毒が出るかといったら、それは毎年はなかなか出ないんですよ。確率論から言うと、最終的には同じ確率に収れんをされていくはずなんですよ。私もごめんなさい、数学のプロではないのでわからないんですけど、素人感覚で見てもこれは確率は変わらないはずなんですけど、なぜリスクが高まるとおっしゃるのかという、その根拠が、先ほどからおっしゃっていると、学術的な根拠は全く示していただけない。いわゆる感覚的な話ばかりなので、学術的にきちんと説明をいただきたいなということなんです。どう考えても、数学的に計算すると一緒のはずなんですよ。感覚じゃないですか、それってひょっとして、思い込みの部分じゃないですか。

○ 請願者（加藤）

学術的には全く説明できません。ただ、絶対に食中毒が起こらないとは言い切れないと思います。起こさないようにすることが大事であって、集中的な衛生管理ができるんだと

というのが基本構想・基本計画の中で述べられていますけれども、それももちろん誰もそう思ってやっているわけですね、最善を尽くして。だけれども、じゃ、ゼロかと言われたらゼロにはならないかもしれませんね、何年かに一度はあるかもしれない。その場合に、一つのセンターだけで全部の学校分をつくっていた場合と、複数のセンターなり、また、どこか、例えば親子方式でやっているところがあるとか、少なくとも複数に調理する場所が分散されていたら全部に被害は及ばないと、そういう意味で、1センターでは被害の及ぶ範囲が広いし、それ自体がリスクということになるんじゃないかと思っています。

○ 諸岡 覚委員

何かあったときの広がりぐあいという部分に関しては、確かにおっしゃるとおり、センター1カ所のほうが広がる範囲が広い、これは事実なんですね。ただし、これはやっぱり確率論になるんだけど、例えば10カ所のうちの1カ所で何か事故があったときには、その被害の範囲は10分の1で済みます。しかし、こっちもこっちもこっちも、どこでも事故が起こる確率があるので、それを総合すると、やっぱり確率は一緒だと私は思うんですよ。

もう一つ、これはもう水かけ論になるのであれなんですけれども、先ほどのご説明の中で、センター方式だと前日に下処理をする、だから衛生的に不安だということですけど、前日に処理をするってどなたが言っていました、私、初めて聞いたんですけれども。ちょっと教えてください。誰が言っていたのか、どこからの情報源なのかということ。それをもし教育委員会が言っていたとしたら、私たちは聞いていないし、逆に、公式の場で情報源が明かせない、そういう不確かな話をされるとすると、ここは公式の場ですから、それはかなり悪質な風説の流布につながっていく、いわゆる市民に無駄な不安を与えていくことになるんです。情報を誰から聞いたのか教えていただけますか。

○ 請願者（藤崎）

中学校給食をセンターとか自校とかいろいろ調べていく中で、済みません、それはインターネットだったと記憶しているんですけれども、センターの給食の場合、本当に早くつくって早く届けないといけないのでという情報を私はインターネットから見ました。それで、センターが1カ所なので早い時間から作り始めなきゃいけなかったり下処理をしたりというのが間に合わなくて前日にと、かなり食数も多くなりますので、そういう情

報を見てそのように考えました。

○ 諸岡 党委員

そうすると、インターネットの情報というのが、それがどんなサイトだったかによるんだけど、例えば厚生労働省のサイトで見たとかだったらより格が高いだろうし、どこかの誰かの匿名の人が書いたブログだったのか、それはわからないけれども、何らかのインターネットの情報を見て、四日市でもそうするであろうという勝手な推測に基づいて今お話をされたということですか。

○ 請願者（藤崎）

勝手な推測というよりは、そういうふうになるんだなと自分自身が考えましたので、別に間違った情報を市民に流そうとか、そういうことは全く考えておりません。

○ 諸岡 党委員

この話に関しては、いろんなデマ情報というのが四日市の中で流されていて、それで不安に思う保護者の人たちというのは確かにいるんです。そういった保護者の方から話を聞くと、その出どころはどこかという、出どころ不明の怪しげな情報ばかりみたいなのがあって、後段のところでは不安に思っている市民も多くいるのではないだろうかみたいなことが書いてあるけれども、怪しげな情報を意図的に発信している勢力、人たちというのは確かにいらっしゃるんですよ。ぜひそういう情報を収集するときには、その根拠になるようなものもきちんと情報収集していただきたいなというふうの一つ思います。

その上で、そうすると、安全の確保という部分でいうと、今のままでまず解消されたと思います。情報発信は、少なくともそんな発信は四日市はしていないし、教育委員会はしていないし、また後ほど理事者のほうにも確認をしていきますけれども、やっぱりここでそうすると皆さんの思われる趣旨の要である安心・安全の確保がなされないのではないかと考えますというなされない根拠がやはりここで示されていないのかなと思うんですが、これで最後にしますけど、根拠は言えないですか、何か。こういう根拠があって、こういう明確な理由があって、だから安心・安全が確保されないんだという、それがないとちょっと弱いかなと思うんですが、いかがですか。

○ 請願者（加藤）

先ほどから私たちも言うておりますように、何か事故といいますか、生徒たちに給食が提供できなくなるような事態が何らかの原因で、異物混入であるか、食中毒であるとか、いろいろあるとは思いますが、それが1センターの場合は全部の学校に及ぶ、これが一番大きなリスクだし、それは何としても避けなければならないんじゃないかと思いついて、いろいろ管理費用だとか、そういう経済性だとか、あるとは思いますが、やっぱり安心・安全という、それをまずは第1番に置くべきじゃないかと思っています。そういうことでしか説明はできません。

○ 諸岡 覚委員

やっぱりちょっと根拠が薄いなという感想を持って終わります。

○ 荒木美幸委員

1点だけお願いします。

後段に多くの市民が給食センターを1カ所にすることに對し不安に思い云々というところがあるかと思いますが、多くの市民というのはどの範囲の市民であるのか。例えば聞き取りをしたとかアンケートをとったとか、これもエビデンスの部分になりますけれども、根拠があれば教えてください。

○ 請願者（加藤）

昨年度、私たち、8800筆余りの署名を集めました。その署名は、実際に小中学生または幼児のお子さんを持ってみえる保護者の方中心、学童保育所など、それから、PTAの役員をしていただいている方にも協力いただいて署名に協力していただいたんですけども、その中で、センターでの給食というのには不安があるという声をたくさん聞いております。

○ 荒木美幸委員

その署名というのは、どういう趣旨で署名を集められたんですか。センター1カ所に対して反対、賛成みたいなことですか。

○ 請願者（加藤）

そのときには、センター1カ所でということを書名項目にはっきり挙げたわけじゃありません。だけれども、安心・安全な中学校給食を求める陳情ですかね、署名ということで、その趣旨の中にそういうことも入れてありましたので、センターの方式というよりも子供たちにとってのリスクをいかに減らしてそういう給食を提供することが必要かというようなことを署名の趣旨の中に入れました。

○ 荒木美幸委員

ということは、8800人の署名の方々の数をもって多くの市民がということで、今回このように記述されたということによろしいでしょうか。

○ 請願者（藤崎）

あともう一つ。昨年のよかパパフェスタで、中学校給食に関するアンケートということでシール投票とアンケートを行いました。まだ昨年のことでしたので、一つは中学校給食が始まるということを知っていますか、知っている、知っていないということと、もう一つ、中学校給食が実施されるとしたら、自校方式、センター方式、どちらがいいですかということでシール投票を行いました。よかパパフェスタということで、本当に小さいお子さんと若いお母さん方が多かったんですけども、まだ小学校給食も食べていないけど、やっぱり中学校も自校方式がいいなということで、9割方シール投票で自校方式のほうがいいというふうなシールをいただいたので、それで多くの市民がセンターよりはというふうに、おいしいよねとかいう声も聞かれました。また、そこに参加されるお父さんの中で、違う市でセンター給食だったけれどもおいしかったよという声も聞かれました。

○ 荒木美幸委員

結構です。ありがとうございます。

○ 諸岡 覚委員

自校調理方式のほうがいいよねという声が多いというのは、確かにそうだと思うんですよ。というのは、三重県の場合は、圧倒的に小学校での自校調理方式が多くて、まだ中学校で給食をしているところは全体的に少ないんですけども、ある種それって慣れの問題であって、全国的に見るとセンター方式のほうが、小学校においてセンター方式というのは

51%、自校調理方式が48%、要するにほぼ半々なんですね、全国的に見ると。三重県では圧倒的に小学校では自校調理が多いんだけど。中学校になるとセンター方式が62%、自校調理方式が26%というふうに、中学校になると全国的には60対26の割合で自校調理方式が少ない。全国標準で言うならば、自校調理方式でやっているのはわずか4分の1に過ぎないという、そういう状況なんです。三重県の中でシールを張ってアンケートをとったら、やっぱりみんな給食といえば小学校で食べた思い出しかないんで、中学校のときには大人は誰も給食の経験がないので、給食と言えば自校調理方式だろうという先入観があるのでどうしてもみんな自校調理方式にシールを張ると思うんだけど、多分これは、よその地域に行ってシールを張ったらどうなるかと言え、センター方式で育ったセンター方式が当たり前の地域でシールを張らしたら、センター方式のほうが多分シールは多くなるんじゃないのかなと思うんです。地域性によると思うんですよ。だから、そこはそんなに心配されなくてもいいのかなと思います。慣れの問題だと思うので。

以上です。

○ 請願者（加藤）

確かに全国的に見て中学校給食ではセンターのほうが3分の2を占めるというのは私も情報を得ています。全国学校給食を考える会のニュースで見ました。でも、それはおいしいから広がっているんじゃないと思っています。というのは、調理員さんの退職されても補充をしないという方針になってきて、正規の方がどんどん減ってきている。そんな中で余裕のない調理場になっていると。正規の方はだんだん高齢化していて退職される方もふえていると。そういう背景があってセンターになってきていると。民間の活力を利用したセンターがふえてきているということなんですけれども。だから、また別の原因というか背景が私はそこにあると思います。

味の点で言いますと、小学校ではつくってすぐに出します。なるべくぎりぎりまで、○157のこともありましたし、ぎりぎりまで給食室で最後の仕上げはそんなに早くしないという、それが鉄則で、それが徹底して守られていて、そして、できたものをすぐに子供たちに提供していました。時間がたてばたつほど味は落ちます。それから、麺類なんかでも伸びます。ですから、おいしさという点で、慣れだとおっしゃいましたけれども、おいしくないのに慣れていって、本当のおいしい給食を味わったことのないのが不幸というか何というか、そういう人たちにも本当のおいしい給食を子供たちにも味わってもらいたいな

という思いは強いです。

○ 諸岡 党委員

センター方式はおいしくないと言いつられるけれども、それってそこに従事している、四日市ではないですよ、まだ。他県で全国の7割近い学校でセンター方式でやっていて、そこで一生懸命調理をしている皆さんに対して余りにも非礼なご発言だと思われませんか。みんな一生懸命おいしい給食をつくっていただいているんですよ。私は、自校調理方式であってもセンター方式であっても、ともに調理員さんの愛情の入ったおいしい給食だと思います。味をまずいと感じるか、おいしいと感じるかというのは、結構これも人の個人差があって、我が家の料理は、私はおいしいと食べているけれども、よその人が来て我が家の料理を出したら、口には出さんけど、ちょっとしょっぱいとか味が薄いとか、感じることはありますよ、これは。味のことまで言い出したらきりがなし、100人が100人もおいしいと感じる食べ物なんて世の中にはないわけだし、一定レベルの味つけの許容量を超えていけば、それ以上味のことでは言わないと思いますし、日本人の道徳観からいっても、食べ物にうまい、まずい、文句を言うなという道徳観ってあるわけですよ。出されたものはおいしくいただく、これも食育だと私は思います。少なくとも全国の、四日市はやっていないけれども、全国の調理員の皆さんというのは一生懸命おいしい味つけのために日々努力をしていただいていると私は思いますよ。

○ 請願者（藤崎）

同じものでも時間がたてば味が落ちるという話で、つくられた方にまずいものをつくってというふうな思いは一切ないです。配っている間、1時間たつ間に、やっぱりできたての味や臭いと1時間食缶の二重のステンレスですか、あの中に入れていったものとはやっぱり違うというふうに考えています。中学生に今家庭では結構濃い味が好まれるかもしれませんが、栄養士の先生がきちんとメニューを考えられてつくった食事というのはやっぱり薄味になっています。薄味の食事、だしの香りだとか、そういうのは本当にできたてはおいしいですけども、1時間たてばやっぱり風味が損なわれるではないですけども、やっぱり薄いなというか、ちょっと味が落ちるなというふうに感じてしまうということを行っているのであって、まずいものをつくってとか、全く思っていないですし、できたてはおいしいんじゃないですかという説明をさせてもらったつもりなんですけれども。

○ 諸岡 党委員

仮に食缶で運んで、例えば温度が、自校調理方式なら45度で出せるものが42度に下がりましたと。そこで温度が多少下がって、温度が下がることによって多少の風味が落ちることは当然あるかもしれませんが。あったとしても、だからそれがどうしたという話で、私はやっぱり、子供たちには出されたものはおいしく食べましょと、そこにいちいち味がまじいやらへったくれやら、文句を言う、そういう子育ては私はやっぱり間違っていると思いますが、いかがですか。

○ 中森慎二委員

委員長、請願者は請願の趣旨を説明に来ていただいているというところで、請願者の言葉尻を捉えてどうこうという話は、我々委員としては控えるべきだと私は思うので、委員長のほうで整理をしていただいて、端的に疑問点だけを確認して、退席をしてもらうなり引き上げてもらうということにしてもらったほうがいいんじゃないですか。

○ 伊藤嗣也委員長

委員の方で、藤田委員、ご配慮いただいた上でご質疑をよろしくお願いします。

○ 藤田真信委員

きょうはお忙しい中、ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

2点ほど確認をさせていただきたいと思っています。

まず、請願事項の中で、1カ所の給食センターではなくというような形で記載していただいているんですけども、請願者の意図としては、1カ所は容認できないということで間違いないですね。

○ 請願者（加藤）

私たちの思いは、1カ所のセンターでは大いに問題ありと思っていると。だから、少なくとも複数センターですね。もし可能であれば、例えば校名を挙げてなんですけれども、塩浜から楠へ運ぶという、そういう親子方式も一部併用できるのであれば、南の端ですから、そういうことを可能な限り組み合わせてよりよい給食になるようにというのが私たち

の思いです。ですから、1カ所のセンターにもしなつたとして、これが決定してしまつて、それは認めないと、そういうことではありません。だけれども、よりよい給食を求めるといふ意味から、私たちはこういうふうに請願をさせていただきました。

○ 藤田真信委員

ありがとうございます。

よりよい、もしくは安心・安全なという思いは、ここにいる委員会のメンバーも請願者の方々も市民の皆さんも共通認識なんだと思います。その手法というところでのいろんなご意見があるということだと思ふんですが、実は、平成30年の2月に、同じ中学校給食の早期実現を求める会様から請願があつて、議会として採択をさせていただいたという経緯があります。その中で、保護者の方の意見をしっかり聞いていこうというふうな請願の内容もあつたんですけれども、この間、今回の請願に至るまでに、そういった中でいろんな私なりに保護者の皆さんのお声も個人的にも聞いてきました。請願者の方からいくと、1センター方式ではないほうがいい、自校方式のほうがいいという方が多数ということできようご発言をいただいているんですけれども、私もそんなに8000人ぐらいの人と直接お会いしたわけではないんですが、保護者の皆さんといろんなお話し合いをしていく中で、もちろん方式も含めて丁寧な説明をした上で、平成35年ということで、早くやっぱりやっていただきたいと。請願の早期実現を求めるところもあるんですけど、早くやっていただきたいというお声もあるんですね。そういったお声に対して、私たちも無視できないとか、いろんなご意見があるところのご認識とか、そういったご理解はございますでしょうか。

○ 請願者（藤崎）

それは、もちろんそういう認識しております。

○ 伊藤嗣也委員長

他にご質疑のある委員の方はおられますか。

よろしいでしょうか。

(なし)

○ 伊藤嗣也委員長

それでは、他にご質疑もないようでございますので、質疑はこれで終了とさせていただきます。

請願者の方、本当にお疲れさまでした。傍聴席にお戻りくださいませ。

それでは、理事者のほうから何か補足説明はございますでしょうか。どうでしょうか。

○ 海戸田学校教育課長

学校教育課長、海戸田でございます。

先ほどお話しに出ておりました下処理、仕込みでございますが、四日市の給食は全部当日の朝から処理を行っております、前日とか、下処理をそれまでにすることはございません。

○ 伊藤嗣也委員長

以上でよろしいですか、それだけで。

それでは、委員の皆様方から理事者への質問があればお願いをいたします。

○ 諸岡 覚委員

以前聞いた説明ですと、今の食缶というのは非常に精度が高くてほとんど温度が変わらないまま輸送できるというふうに聞いていますけれども、先ほどの請願者のお話ですと、移送している間に温度が下がって風味が落ちるという指摘をいただきましたが、その辺についてもう少し何かデータを示してご説明いただくことはできますか。

○ 海戸田学校教育課長

学校教育課長、海戸田でございます。

最近のステンレス製の二重食缶におきましては、調理、積み込みから配膳のときまでに、例えば県内の別の中学校ではかった結果、午前10時半にはかった温度が2時間後の午後0時半に計測したみそ汁の温度が、74度、午前10時半にあったものが12時30分の給食配膳時に64度、10度下がっただけということでございまして、ほぼ温かいまま食べられているというような状況でございます。

○ 諸岡 党委員

74度から64度って、余り自分でぴんと来ないけど、まあまあちゃんと食べられる温度であるということなんですね。了解しました。

あと、さっきのところへ話を戻すんですけど、私の頭の中だと、1カ所であっても3カ所であっても10カ所であっても、事故の起こる確率、そして、拡大、被害の範囲ですね。これはトータルですと収れんをされていって確率論としては同じだと私は思うんだけど、教育委員会の皆さんというのはそういう算数方面は得意なんだと思いますけど、確率論でいうとどうなんですか。私は変わらないと思っているんだけど、どうなんですか。

○ 海戸田学校教育課長

学校教育課、海戸田でございます。

確率的には、リスク管理をするほうとしましては、2カ所あれば2倍管理しなければいけないということで1カ所集中的に管理をするというふうなことから1カ所ということでございます。

○ 諸岡 党委員

それは、箇所がふえればふえるほど管理の手間暇がかかるというご説明、それはわかるけれども、その上で確率論で言うと、事故が起こる確率というのはどうなんですか。

○ 海戸田学校教育課長

学校教育課でございます。

事故が起きる確率はどちらも同じだと考えます。

○ 諸岡 党委員

そうですね、やはり。了解です。

以上です。

○ 伊藤嗣也委員長

他にご質疑のある委員の方はおられますか。

よろしいでしょうか。

(なし)

○ 伊藤嗣也委員長

他にないようですので、これにて質疑は終了といたします。

それでは、請願第4号につきまして、討論及び意見の表明はありますでしょうか。

(なし)

○ 伊藤嗣也委員長

別段討論もないようでございますので、採決に移りたいと思います。簡易採決でよろしいでしょうか。

それでは、ご異議がありましたので、挙手により採決を行います。

請願第4号安心安全な温かい中学校給食を求めることについて、これを採択とすることに賛成の皆さんの挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○ 伊藤嗣也委員長

賛成少数ですので、本件は不採択とすべきものと決しました。

ここで少し休憩をとらせてください。15時再開でお願いいたします。

[以上の経過により、請願第4号 安全安心な温かい中学校給食を求めることについて、採決の結果、賛成少数により不採択すべきものと決する]

14:52 休憩

15:00 再開

請願第5号 小学校のような四日市市直営の中学校給食の実現を求めることについて

○ 伊藤嗣也委員長

それでは、引き続きまして、請願第5号小学校のような四日市市直営の中学校給食の実現を求めることについてを議題といたします。

請願者の方は請願者席に移動をお願いいたします。

それでは、請願第5号について、朗読を事務局に求めます。

○ 中嶋議会事務局主幹

資料につきましてはタブレット会議用システムと、先ほどの同じフォルダになりますが、03教育民生常任委員会、22平成31年2月定例月議会、その中の07請願第5号、こちらのファイルをお願いいたします。

それでは、請願文書を朗読いたします。

(事務局朗読)

○ 伊藤嗣也委員長

ありがとうございました。

それでは、請願者の方に請願趣旨についての意見陳述を行っていただきますので、よろしくをお願いいたします。ゆっくりで結構でございますので、よろしくをお願いいたします。

○ 請願者（藤崎）

よろしく申し上げます。

策定委員会を傍聴させていただく中で、中学校給食は県地区の農業センターの一角に給食センター1カ所を建設する。センター建設に当たっては、民間業者を選定し、PFI方式で進めるというふうな提言がなされました。

センターを建設した後、給食についても民間委託をされてしまいますと、食材の調達は業者が直接購入することになるため、輸入食材や冷凍食品、また、レトルト食品が使われたりして、味というか、先ほどのあれにもなりますけれども、安心や安全というところで

は、やっぱり国産で地産地消で地元の農産物を使って生産者の顔が見えるという中学校給食を求めたいと考えています。

また、食育の観点から、市の直営であれば栄養士や調理員の方々が食教育をすることもできますし、調理員さんを市が直接雇用することで、調理員さんたちも専門性、プロ意識といえますか、安定雇用で熟練性も生まれてくると考えています。輸入食材などを使わず、国産や地場産の安心・安全な中学校給食になるように、営利目的ではなく、四日市市直営の完全給食を求めます。

以上です。

○ 伊藤嗣也委員長

ありがとうございました。

請願者の意見陳述はお聞き及びのとおりでございます。

請願者の方に対し、委員の皆様からご質疑があればお願いいたします。

○ 山口智也委員

引き続きよろしくお願いいたします。

私も今回請願をいただきましたので、改めてこの計画、見直しをさせていただいていたんですけれども、まず、二つお聞きしたいんですけれども、一つは輸入食材とか冷凍食材、レトルトが心配だと、安心・安全が確保されないのではないかという点をご指摘されているんですけれども、市としてはこういうふうに書かれておったんですね。市の責任において物資選定委員会を設け、食材の安全性や品質、価格等を確認して選定することにより、安全・安心で安定した物資の調達を行うというふうに書かれておりました。

また、地産地消のことにも触れられておるんですけれども、この中ではこれも推進をするというふうになっておまして、これらは、直営でなくてもPFIでも可能というふうに私は受け取っておるんですけれども、このあたりはどのように捉えていらっしゃるのでしょうか。

○ 請願者（加藤）

確かに基本構想・基本計画の中でそんなふうとうたわれているとは知っております。だけれども、本当にそれが保障されていくのか、直営の場合と比べた場合、民間ということ

は、委託料の中から利益を上げないとだめという部分がありますよね。その辺は市の直営と違うところだと思うんです。ですから、全国的に見て、他市でも人がなかなか集まらないといいますか、人件費がすごくかかるので、業者の中の社員というか職員、その入れかわりが激しかったりとか、人がなかなか集まらなくて、そして契約を打ち切ったところがあるとか破産した業者があるとか、そういうようなことも聞いています。ですから、やっぱり安定雇用によって子供たちに安定供給ができるといいますか、本当によりよい給食が確保されるようにという意味合いで、輸入食材とかいうのも国産に比べたらやっぱり安いですが、その辺を本当にどこまでチェックをし得るのかという、その保障はどうなのかというのを私たちは心配しています。調理時間が短くなるのは目に見えていると思います。配送時間を差し引いて考えなければなりませんし、当日に下処理もすると言われたけれども、そうすると、ますます調理にかけられる時間というのはすごく限られますから、勢いそういう半加工食品であったりとか、調理の手間が省けるような方向になっていきはしないかと、そういうことも心配しております。

○ 山口智也委員

ご心配はあるんだろうと思うんですけれども、ただ、安全面で本当に保障されるのかというところが非常に懸念されている部分だと思うんですが、このあたりは、市としても明確に市の責任においてということをお申しておりますので、我々としましても、今後この安全性が確認されているものを提供しているのかということは、しっかり確認をしていかなければいけないというふうに思っております。

もう一点お聞きしたいのは、食教育の部分で触れられておりますけれども、これは、私の感覚では、民間委託をしているところにも私も勉強に行ってきましたけれども、直営だから食教育が進むということではないのかなというふうに私は捉えています。市のプランでも、見学スペースですとか調理室ですとか研修室を設置しまして、体験学習や調理実習できる環境を目指すというふうに説明を受けておりますので、これは特に直営でなくても、現在市が進めようとしているPFIの部分でも、しっかり食教育、子供たちがそういった充実した環境で学べるのではないかなというふうに私は捉えておるんですけれども、このあたりのお考えを聞かせていただきたいと思っております。

○ 請願者（加藤）

農業センターの一角に建てる給食センターには、そういう食教育を体験できるようなスペースを設けられるというのは聞いておりますけれども、実際に中学生がそこへ出向いてそういう体験をするというのは、じゃ、どれぐらい頻繁にというか、できるものかと。小学校においては、今は本当に毎日の給食提供の時間に調理員さんも教室に出向いてもらって、栄養職員さんと一緒になって子供たちにその日の献立についての栄養の話をしてくださったりとか、日常的に顔の見えるというか、つながりがある中で小学校はやっています。中学校はさすがにそこまではできないと思いますけれども、その一つのセンターで食教育というのがどの程度実際には可能なのかというのも、場を設定したいという思いはわかりますけれども、実際問題としてはそんなに食教育に力を入れられるような環境にあるのかなというのは思います。直営であれば調理員さんも学校の職員として子供たちの教育に携わる一員として調理を通して子供たちにかかわれますし、献立や食材の調達だとか、いろんな輸入食品の問題であるとか食器の安全性であるとかって、そういう部分についても、同じ職員の立場で、同じ立場に立って意見を交換し合ったり、問題の解決を一緒にするとか、そういうこともできる同じ立場で子供たちの食教育にも、それから、日ごろの給食の安全な提供に関してもかかわれる存在ですけれども、直営でなく民間委託だと、市が発注して、事業者はそれを受ける側になるんですかね。ですから、同じ立場でいろんな取り組みがしづらいんじゃないかと私たちは思っています。

○ 山口智也委員

加藤さんの考え方はよくわかりましたけれども、ただ、私もほかの市町の給食センターを見させていただく中では、直営ではありませんが、受けている業者にしてもやはり子供たちへの教育という部分でもしっかり伝えていこうということで、さまざまな研修も受けながらしっかり取り組んでいるということも事実としてありますので、またそのあたりはお互いにしっかり勉強していきたいなというふうに感じました。

以上です。

○ 伊藤嗣也委員長

ありがとうございました。

他にご質疑のある委員の方はおられますか。

(なし)

○ 伊藤嗣也委員長

なしということでございます。他にご質疑もないようでございますので、質疑はこれで終了といたします。

請願者の方は傍聴席にご移動ください。ご苦勞さまでございました。

それでは、理事者のほうから何か補足説明はありますでしょうか。

○ 海戸田学校教育課長

学校教育課長、海戸田でございます。

先ほど請願者の方が委託料というふうに食材のことを言われましたが、給食に係る経費のうちの食材料費については、学校教育法の規定に基づいて保護者負担、給食費としていただいておりますので、市が管理しております、食材については。

○ 伊藤嗣也委員長

もう一度お願いします。

○ 海戸田学校教育課長

食材の調達については市が管理しておりますので、企業の営利には結びついておりません。

以上です。失礼いたしました。

○ 伊藤嗣也委員長

ありがとうございました。

委員の皆さん、ご質疑があればお願いします。

○ 諸岡 覚委員

今、請願者の方が一番心配していたのは、要するに、例えば、10万円渡すからこれで皆さんのほうで食材を調達してくださいねなんてやると、企業は営利目的だから、本当は10万円で食材を買わなあかんところを8万円ぐらいにしておいて、そういうことがあり得る

んじゃないかという心配をされておるわけですがけれども、それはシステム上あり得ないということでは間違いありません。

○ 海戸田学校教育課長

学校教育課長、海戸田でございます。

市が管理しております、システム上はあり得ません。

○ 諸岡 覚委員

了解しました。

○ 伊藤嗣也委員長

他にご質疑のある委員の方はおられますでしょうか。

(なし)

○ 伊藤嗣也委員長

別段質疑もないようでございますので、質疑はこれで終了といたします。

それでは、請願第5号について、討論、意見の表明等がありますでしょうか。

(なし)

○ 伊藤嗣也委員長

討論もないようですので、採決に移りたいと思います。

それでは、先ほどの請願第4号と同じように挙手にて採決を行います。

請願第5号小学校のような四日市市直営の中学校給食の実現を求めることについて、これを採択とすることに賛成の皆さんの挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○ 伊藤嗣也委員長

賛成少数ですので、本件は不採択とすべきものと決しました。

以上で請願第4号、第5号の審査を終了します。請願者の方はお疲れさまでした。ご退席ください。

[以上の経過により、請願第5号 小学校のような四日市市直営の中学校給食の実現を求めることについて、採決の結果、賛成少数により不採択すべきものと決する]

続きで皆さん、ちょっとあれかもわかりませんが、健康福祉部さんの追加の資料請求のあった部分ではなくて、民生費、教育費の追加資料以外の部分、あっちにこっちに済みません、申しわけございません。

それでは、健康福祉部さんの審査を再開いたします。

歳出第3款民生費、第10款教育費、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計について、追加資料以外の部分でご質疑がありましたら挙手を願います。

○ 藤田真信委員

介護タクシーの助成金、大丈夫ですね。見直しの現状だけお聞かせください。

済みません、もとい。障害者タクシー。

○ 田中障害福祉課長

障害福祉課、田中です。よろしく申し上げます。

障害者のタクシー券の見直しについてということでお答えさせていただきます。

現在、障害者施策推進協議会のほうでも議論させていただいて、この後の所管事務調査のほうでも報告をさせていただくんですが、今現状では、11月の所管事務調査でも報告させていただきましたが、タクシー券につきましては、一応現在は市民税非課税の方を対象とする。それから、利用券につきましては、1回当たり2枚を使える。そして、1枚当たりの助成金額を500円とするという我々の考え方をお示しさせていただきまして、そちらのほうで最終合意に向けて今後それぞれの障害者団体の方とも、また我々、お邪魔させていただいて意見交換をして、なるべく早い段階で合意をしたいというようなところまで今進んでおります。

以上です。

○ 藤田真信委員

ありがとうございました。丁寧に進めていただきますようお願いいたします。

あともう一点だけお願いします。

予算資料の79ページなんですけれども、地域密着型特別養護老人ホームということで、今回は海蔵地区ということだったんですけれども、去年は橋北で2カ所という形なんですけれども、この配置に関して、まず1点目なんですけれども、共倒れになるような状況というのが起こらないか。例えば、利用者でもそうですし、あとはスタッフの取り合いとか、そういった視点の中でそういう状況が危惧されないかという点と、あと、そのニーズをしっかりと把握しながら計画を進めていただいているのか、この2点だけ確認させてください。

○ 森健康福祉部参事兼介護・高齢福祉課長

介護・高齢福祉課、森でございます。

先ほど委員からご紹介いただきましたように、昨年度は広域型でございますけれども2カ所開設ということでございます。今回でございますけれども、地域密着型、計画的に進めているわけでございますけれども、特に今、介護職員さんの課題もございますので、そういったことも踏まえながら計画をしているというところでございます。

ただ、依然入所希望の方はたくさんおみえになる状況でございますので、計画的に整備を進めていくということでございます。こちらにつきましては、介護保険の事業計画に位置づけまして、3年ごとの見直しでございますけれども、着実な整備を図っていくという仕組みになっております。

○ 伊藤嗣也委員長

よろしいですか。

他にご質疑のある方。

○ 山口智也委員

1点だけお願いします。

在宅介護支援センターの相談体制について、改めて確認させてもらいたいんですけれども、本市は3層構造の特色を生かしながら市民の困りごとに対応していただいているとい

うふうに思っておるんですけれども、全ての在介に福祉職、医療職を配置していただいていると思うんですけれども、相談体制が十分機能しているかというのを改めて確認をするんですけれども、それぞれの在介で相談体制の充実度というところではばらつきはないのかということを確認させていただきたいと思います。

○ 森健康福祉部参事兼介護・高齢福祉課長

介護・高齢福祉課、森でございます。

相談体制につきまして、もちろんできるだけ差がないようにということで進めているわけではございますけれども、やはり人材によりまして過去の職歴とかそういったこともございますので、少々得意分野とかそういったこともございます。ですので、そういったところにつきましては、当然法人内でもそうですし、いろいろ連絡会等で情報交換をしながら、できる限り資質の向上にも努めているというところでございます。

○ 山口智也委員

例えば、休日や夜間に電話で問い合わせがあった場合に、全ての在介できちんと対応できているのでしょうか。

○ 森健康福祉部参事兼介護・高齢福祉課長

介護・高齢福祉課、森でございます。

在宅介護支援センター、そちらのほうからは、特に夜間とかそういったところに関しましては宿直の体制になっておりまして、急ぎの必要があればその専門職につなぐと、あるいは、特に翌日以降の対応になることが多いと思うんですけれども、まずは受け付けをさせていただくというふうな体制でございます。

○ 山口智也委員

私も以前、若いころは在介に指定されている施設に勤めておりましたので、そのことだけしかわかりませんが、ほかのところはわかりませんが、電話番号も、多分どの施設も一応サービスセンターと分けていただいているところと、一緒のところもあるかもわかりませんが、職員によっては、自分の施設が在宅介護支援センターとして指定されているかどうか、委託されているかどうかというのを、そういう認識がしっかり持

っていただいているところと、なかなかそうでないところというのがあるとすると、ちょっと問題なのかなと思うんですが、そこら辺の市としての指導はしっかりされているんでしょうか。

○ 森健康福祉部参事兼介護・高齢福祉課長

介護・高齢福祉課、森でございます。

仕様等に位置づけまして、そういったことについては徹底させていただいておるところでございますけれども、確かにおっしゃっていただいたように、例えば夜間ですと特別養護老人ホームでありますとか、人のいるところへ転送されたり、そういったことで対応はさせていただく場面がございますので、そういった点についても、より徹底をするようにさせていただきます。

○ 山口智也委員

とにかく、どういった介護に直面して、何をどうしていいのかというところで、市のホームページを見ると、まず相談するのは在宅介護支援センターやなということで電話をしても、電話を受けた職員が在宅介護支援センターとしての対応ではなくて一サービスセンターとしての対応でしかなければ、その方は自分の思っていたことと何か違った対応をされて困惑することもあるように思うんです。なので、やはりいま一度、市からも在宅介護支援センターの機能というのをしっかりもう一度伝えていただいて、例えば在宅介護支援センターのホームページも確認していただいて、しっかり受け入れ体制が整っているのかということも、それは市の責任としてしっかり行っていただくべきではないかなと思うんですけれども、そういった具体的に指導をしっかりとやっていただきたいと思いますけれども、それはできますでしょうか。

○ 森健康福祉部参事兼介護・高齢福祉課長

介護・高齢福祉課、森でございます。

引き続き指導させていただきます。

○ 山口智也委員

最後にします。

特に最近、やっぱりふえてきているのが、働きながら介護をされている方の相談というのもふえていくと思います、これからまた。そうすると、そういった方がふえていくと思いますし、そのことで介護離職という課題に直面している方も多いと思いますので、そういったことにならないように、しっかりそういったことの相談を受けられるような体制をそれぞれの在介で整えていただきますようお願いをいたします。

以上です。

○ 森健康福祉部参事兼介護・高齢福祉課長

介護・高齢福祉課、森でございます。

もちろん介護保険の制度そのものはそういう趣旨を踏まえたものでございますので、在介、それからケアマネジャーの資質向上にきちっと努めていきたいと思っております。ありがとうございます。

○ 荒木美幸委員

少し補足といいますか、先ほどの電話の件なんですけれども、夜間や休日などは転送されて云々という説明が今ありましたけれども、そもそも在介は、介護施設の電話回線と在宅介護支援センターの電話回線と別々に持っているのか、それは任せてあるのか、その辺の仕組みはどのようになっていますか。

○ 森健康福祉部参事兼介護・高齢福祉課長

介護・高齢福祉課、森でございます。

基本的には別々の回線、単独の回線を持っております。

○ 荒木美幸委員

今、山口委員が言ったのは、要するに実例として、市民の方が在宅介護支援センターだということを確認して電話をかけたんだけど、丸々施設ですというふうに出るものから、えっ、違うのということになって混乱を起こしたという実例があったということから、やはりその辺は仕組みの問題もあるかもしれませんし、あともう一つは、その施設の方々の自覚ということがあろうかと思っておりますので、そこをしっかりと徹底して、市民の方が相談するときに不安にならないように管理監督をしていただきたいと思いますので、

よろしく申し上げます。答弁は結構です。

○ 伊藤嗣也委員長

他にご質疑のある委員の方はおられますか。

(なし)

○ 伊藤嗣也委員長

特にないようでございますので、本件については、これにて質疑を終結いたします。

続きまして、一般会計歳出第4款衛生費及び第2条債務負担行為の説明、質疑に移りますが、理事者の入れかえがありますので、少し休憩をとらせていただきたいと思います。45分再開でお願いをいたします。

15 : 35 休憩

15 : 43 再開

○ 伊藤嗣也委員長

それでは、続きまして、一般会計歳出第4款衛生費、第2条債務負担行為についての説明、質疑に移ります。

それでは、議案聴取会で請求のあった資料について、説明を求めます。

○ 岡本保健予防課長

ご請求いただきました資料のほうから説明させていただきます。資料は、タブレット03教育民生常任委員会、22平成31年2月定例月議会、11健康福祉部（予算分科会追加資料）でございます。よろしかったでしょうか。

○ 伊藤嗣也委員長

申し上げます。

○ 岡本保健予防課長

それでは、こちらの資料の10ページをお願いいたします。

山口委員より追加資料の請求をいただきました。H I V（エイズ）、B型肝炎・C型肝炎、梅毒検査の受検者数と啓発についてでございます。

1番から3番までは検査の実施の概要を記載させていただいております。

検査につきましては、毎週水曜日、第4水曜日につきましては夜間検査も実施しております。検査会場は総合会館の5階、検査方法につきましては、予約不要、匿名、無料での検査を実施しております。検査結果につきましては、本人に再度来所いただき伝えております。

検査件数につきましては、4に表を載せさせていただいたとおりでございます。平成30年度につきましては、1月末現在の数を計上させていただきました。1回の採血で上記の4項目、検査が実施できますが、検査項目につきましては、受ける方が選択するという形をとっております。

啓発につきましては、広報、市ホームページへの掲載、医療機関などへのポスター掲示をお願いしております。また、毎年12月1日の世界エイズデーには、四日市看護医療大学の学生との協働による啓発物を作成して街頭キャンペーンを実施しております。

説明は以上でございます。

○ 伊藤嗣也委員長

ありがとうございました。

○ 須藤健康福祉部参事兼健康づくり課長

健康づくり課の須藤でございます。

続きまして、同じ資料の11ページをお願いいたします。

山口委員からご請求いただきました当初予算資料77ページの高齢者の元気づくり支援事業の介護予防意識の啓発・自主活動団体育成支援の一般会計分でございます。

健康づくりや介護予防への無関心層が自然と、歩く、体を動かすことへつながるよう、公園等に歩数や所要時間を表示についてご説明をさせていただきます。

まず、歩数や所要時間の表示につきましては、南部丘陵公園の路面へ30枚程度、階段利用促進につきましては6カ所程度を予定しております。

今後の取り組みにつきましては、健康ボランティアと協働で歩数表示の工夫等に加え、庁内の各部局との連携や事業所等へ働きかけ、自然と、歩く、体を動かすことへつながるよう働きかけを行ってまいります。

続きまして、13ページをお願いいたします。

同じく健康づくりや介護予防へ取り組むきっかけづくりとして、四日市市健康マイレージ事業を実施しておりまして、食生活や運動習慣の改善、がん検診や特定健康診査の受診、健康づくり教室の参加など、健康づくりの取り組みメニューや参加いただくことによりましてポイントを付与させていただきます。合計500ポイント達成された方につきましては、このチラシの裏面、ちょうど14ページでございますが、申し込み用紙に内容をご記入いただきますと、三重とこわか健康応援カードを交付し、そのカードをマイレージ特典協力店というお店で提示いただくことによりまして、飲み物の無料提供や割引などの特典を受けることができる制度でございます。

説明は以上でございます。

○ 伊藤嗣也委員長

ありがとうございました。以上でよろしいですか。

説明をお聞き及びのとおりでございます。

これより、先ほどの追加資料につきましてはの質疑に入ります。ご質疑のある委員の方は挙手にて発言願います。

○ 山口智也委員

まず、エイズ検査等についてお聞きしたいと思います。

毎年大体一定数の方が本市の検査をしっかりと受けていただいているなということがわかりました。具体的に状況を確認させてもらいたいんですけども、1日当たりでいうと大体どのぐらいの方が検査を受けられるのでしょうか。

○ 岡本保健予防課長

その日によって多少違ってはきますけれども、多いときで10人を超えるときもありますけれども、少ないときには5人程度というときもあります。

○ 山口智也委員

非常にデリケートな部分があるので、例えば1日10人を超えるようなときというのは、時間帯によっては同時に複数の方が鉢合わせになるというか、そういうこともあったりするのかなと思うんですけども、そういった場合に、プライバシーというのはしっかり保護されるような環境であったり、対策はとられているんでしょうか。

○ 岡本保健予防課長

総合会館の5階のほうで番号札をお渡しして、番号札の順番にお呼びをさせていただくという形になります。どうしても検査が始まる最初のころは人が重なってしまうこともあるんですけども、やはり皆さんばらばらに、込み合わないように来ていただくという形で、さほど一気に10人が待ち合いに待っていると、そういった状況は今までにはない状況です。お一人お一人、中に番号でお呼びして状況とかを確認させていただくことで、そこら辺のプライバシーは十分気をつけさせていただいております。

○ 山口智也委員

待合室の状況もできる限りそういったことを配慮して、検査をしやすいような環境を、人がいるから恥ずかしいからというか、知られたくないからということでためらうということがないように、ぜひ改良できる部分があるのでしたら見直しをしていただきたいなと感じます。

もう一つお聞きしたいのは、夕方の時間帯、第4水曜日は午後5時半から午後7時も検査を実施しているということなんですけれども、このあたりの利便性も向上しているんでしょうか。

○ 岡本保健予防課長

やはり働いている方とか若い方ですと、なかなか昼間は来にくいという状況ですので、この時間帯でさせていただいて、本当に中にはお電話いただいて19時に間に合わないけど大丈夫ですかというようなお電話をいただいて受けにきていただく方もみえますので、やはり夜間のこういった時間帯の検査は必要かと考えております。

○ 山口智也委員

19時以降まで延ばすというような、そんなご要望は今のところないでしょうか。

○ 岡本保健予防課長

今のところ、19時以降まで延ばしてくださいというようなご意見は聞いておりません。19時までにご連絡をいただいた方につきましては、こちらに向かっていただくということでしたらお待ちして検査を受けていただけるようにという体制はとっております。

以上です。

○ 山口智也委員

なるべくそういった働いている方でもしっかり受けられるように、できる限りの対応をしていただきたいと思います。

その検査が終わった後なんですけれども、場合によっては医療機関と連携をしたりとか、その後のさまざまな相談を受けたりということが必要なケースもあると思うんですけれども、その辺もしっかり対応されているのでしょうか。

○ 岡本保健予防課長

実際に検査を受ける前のときからお話を聞かせていただきまして、心配な時期のこととかを確認させていただいて、検査結果が出るのが本当に反応がきちんと出る時期なのかどうかという、最初の時点からご相談に乗らせていただきまして、また結果を取りにくる日をお約束させていただいて、結果によりましては保健所長も同席のもと、結果ときちんと伝えて次の受診につながるような支援をしていくという形をとっております。

以上です。

○ 山口智也委員

今、年代を問わず性感染症が広がっているという現実もありますので、検査だけではなくて、その後のつなぎというのもしっかり充実させていただくように引き続きよろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、その次のページの健康づくりの部分でお聞きしたいと思いますけれども、今回新たに路面標識を南部丘陵公園にというふうにありますけれども、今後の取り組みとして、まちづくりと一体となった、さらに市内各所に同じような路面標識の部分も広げて

いくという検討はされるのでしょうか。

○ 須藤健康福祉部参事兼健康づくり課長

健康づくり課、須藤でございます。よろしくお願いいたします。

委員から今おっしゃっていただいたとおり、こういうところの事業を非常に庁内連携しながら進めていくということは当然強く思いを持って取り組んでおるところでございます。とりあえず南部丘陵公園につきましては、平成31年度、取り組みのまず1カ所目というところで予算を計上させていただいております。今後拡充の部分につきましても、引き続き検討してまいりたいと考えております。

○ 山口智也委員

非常に健康づくり課さんとしても今まで以上に部局をまたがって取り組んでいただいているというのを感じますし、今後、行政として市民の健康づくりを支えていくという役割はますます大きくなっていくと思いますので、ぜひ力を入れてさらに広げていただければと思っております。

もう一つ、最近市役所の階段に表示もされるようになったんですけれども、6カ所程度というふうにございますけれども、市役所と総合会館は確認したんですけれども、それ以外はどこに取り組みをされるんですか。

○ 須藤健康福祉部参事兼健康づくり課長

健康づくり課、須藤でございます。

市役所以外に平成31年度に6カ所というところで、これは公的な施設もでございますが、地域連携というか、地域だけではなく会社との連携、地域職域連携推進事業というところを実施しております。今、企業さんにも健康づくりを進めていただくよう、いろいろ職員が回らせていただいているんですが、そんな中でもご希望の会社等がございましたらぜひご活用くださいというところで、その部分の6カ所を計上させていただいております。

○ 山口智也委員

わかりました。民間企業もしっかり巻き込んで広がっていくように、ぜひ取り組みを進めていただきたいと思います。

最後に、健康マイレージの部分なんですけれども、これは県と連携して、四日市市も昨年の11月から実施していただいていると思うんですけれども、私の周りだけ見ても非常に、特に女性はポイントというのに物すごく反応されて、いい取り組みやねということでたくさんの声を聞いておるんですけれども、市民がより使いやすいように、さらに四日市らしい特色ある取り組みをそこに加えていただければありがたいなというふうに思っておるんです。

今、全庁的に取り組みを、健康づくりもされているということなんですけれども、例えばある方のお声としては、地区市民センターに申込書を取りにいても、地区市民センターは何なのそれっていう感じで、そんなの知らんわというような対応がまだあるというようなことがあるので、ぜひ全庁的に取り組みを広げていただくために、周知をさらに進めていただければと思っております。

いずれにしても、こういった一つ一つの、まだ取っかかりであるかもわかりませんが、これがさらに充実しながら、これだけで終わるのではなくて、これをいかに介護予防のためにどう発展させるかということが大事かと思っておりますので、ずっと先々、何年か先にはこういった取り組みをするようになってから介護、医療の給付費の抑制にもつながっていただけるというような、そういったエビデンスの部分でもしっかり把握していただきたいなというふうに思っておりますので、ぜひ今後とも取り組みを進めていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○ 荒木美幸委員

健康マイレージの件で少し関連でお願いをいたします。

私も市民の方からお声をいただいております、まず、よい制度なので効果的に活用してほしいという前提があり、その中でいただいたご意見でございます。

すぐには難しいかもわかりませんが、実は18歳以上からこれは取り組めるんですが、どちらかといいますと高齢者の方がやはり飛びつく事業であり、それゆえに少し制度がまだまだわかりにくいというご意見と、パンフレットの字が小さすぎて読みにくいというご意見が上がっておりますので、そういったご意見があるということをお知りおきいただいて、今後改善の余地があればお願いしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○ 須藤健康福祉部参事兼健康づくり課長

たくさんいろいろご意見を頂戴いたしましてありがとうございます。

まず、荒木委員からいただきましたわかりにくい、文字が小さいというところは、来年度また改善して、より皆様にお伝えできるような形で工夫を重ねてまいりたいと思います。

それから、山口委員にもいつも応援をいただいております。センターのほうは本当に職員も事前周知を行っておったんですが、ちょっと徹底がされていなかったというところでご迷惑をおかけいたしましたので、お詫び申し上げます。

それから、エビデンスにつきましては、当然こういう事業を実施していく中では目標であったり評価が必要と考えておりますので、その点につきましても、この事業だけではなく他の事業も加えて評価というところで、十分にこれから他市の状況も踏まえながら研究検討を重ねてまいりたいと思います。

以上でございます。

○ 荒木美幸委員

お願いいたします。

それともう一点ですが、これもいただいたご意見からなんですが、今、ポイントがたまると使えるところがだんだんふえてきていまして、県のホームページを見てもたくさん載っているんですけども、実はイオンでも使えるんですが、実はイオンには企業のCSRということで、同じようなカードが実はありまして、それとリンクしていないんですね。ところが、リンクをしている市町村も工夫としてやっているところがあるというご意見もいただいております。今後よりよい制度にしていくために、その辺の使い勝手のよさというのも少し視野に入れながらこれからの運用をお願いしたいと思います。これも意見ですけども、お願いします。

○ 須藤健康福祉部参事兼健康づくり課長

荒木委員から今ご紹介いただきました件につきましては、イオンさんにもうちの職員も伺っております。そういった事業がなされているというところは理解しております。当然課題としてそのあたり、同じようなことをやっておりますので、何か効果的にやれないかとか、そういった部分につきましても、今後は研究を重ねてまいりたいと考えております。

○ 伊藤嗣也委員長

よろしいですか。他にご質疑のある委員の方。

○ 中森慎二委員

山口さんからもご質問があったH I V、A型肝炎、C型肝炎、梅毒検査のことに關してなんですが、この資料で平成28年度から平成30年度の受検者実数についてはわかったんですが、その結果、例えばエイズなりB型肝炎、C型肝炎、梅毒それぞれの陽性反応があったという件数はどういうふうにつかまれているんですか。例えば平成30年度でいけば。

○ 岡本保健予防課長

平成30年度につきましては、まだ1月末現在なんですけれども、陽性という件数につきましては、H I Vにつきましてはゼロ件、B型肝炎は2件、C型はゼロ、梅毒は6件という結果が今現在の状況でございます。

○ 中森慎二委員

それは、例えば平成28年度から平成30年度は途中ですが、梅毒は日本国内では非常にふえていると言われているんですが、その傾向は、四日市のこの検査においても出ているのでしょうか。

○ 岡本保健予防課長

中森委員おっしゃるとおり、梅毒につきましては全国的に大変ふえてきている状況の中で、この検査におきましても、平成28年は2件、平成29年は5件、今回1月末現在で6件という形で、梅毒はやはりこの検査上も少しずつふえてきておりますし、また、この検査とは別に市内の発生状況という、そういった感染症の傾向もこちらのほうに報告が上がりますけれども、そちらの発生の届け出のほうもやはり梅毒は増加傾向にあるというふうにご認識しております。

以上です。

○ 中森慎二委員

参考にお尋ねしたいんですが、これは匿名で無料で予約不要ということで受けていただいているんだけど、例えば、特定の方がある期間を経て検査に望まれるというような傾向があるんですか、現実的に。特定していないという部分なので、その答えが適当なのかどうかというのはよくわからないんだけど、この検査の意義は、知らず知らずに感染している方に通知をする、無償なので受けてくださいよという趣旨だろうと思うんだけど、例えば自主的に検査すれば、医療機関に行けば有償になるわけで、それを無償で身に覚えがあるのかどうか、それは別としても、そういうような定期的にこれを利用して受益を受けられているという可能性の方もおみえになるんですか。

○ 岡本保健予防課長

岡本です。

確かにこの検査のほうは匿名なもので正確にはつかんでおりませんし、受け付けをしている職員のほう、一人一人個人的に状況を話して、十分事前にも感染予防についてとかということもご説明はさせていただいております、定期的にこれを利用している方が複数名いるというような認識は、今のところ担当としては持っていないというのが現状です。

○ 中森慎二委員

微妙なデリケートな部分なので、なかなかそういう質問も、私の聞いているほうもちょっと問題があるのかもわからないんですが、これは年間に経費として、仮に4項目、一つの採血で検査できるわけです。おおよそ400人ぐらいの方が受けられているんだろうと思うんだけど、トータルの年経費というのはどれぐらいかかっているんですか。

○ 岡本保健予防課長

申しわけありません、お時間がかかりました。

検査代だけという形になりますので、大体8万8000円ぐらいの検査費用でやらせていただいております。あとはうちの人件費とかパンフレット代とか、いろいろな消耗品代になります。

○ 中森慎二委員

よくわからないんですが、でも、採血に当たってもらう人の人件費も必要なわけでしょう

う。

○ 岡本保健予防課長

説明が不十分で申しわけございませんでした。

採血に当たる職員、ここの業務に従事する職員は保健予防課の職員で従事をしておりますので、そういった人件費のほうは特に予算計上は上がってこないという形になりまして、検査にかかる費用と、あとは本当に注射器とかそういった消耗品が数万円かかるというような形で実施をしております。

○ 中森慎二委員

ですから、その検査にかかる注射器の材料費も必要だと思うし、例えば夜間にすれば時間外勤務になるわけでしょう、人件費としては。だから、トータルでこれを実施するにはどれぐらいの経費がかかっているんですかということをお聞きしたい。8万8000円で全経費を賄っているわけですか、400人に対する採血と検査が1年間。

○ 岡本保健予防課長

大変申しわけございませんでした。

実際の消耗品代が先ほどもお話しした金額になりまして、検査にかかる試薬とかそういったことの経費のほうを食品衛生検査所のほうに医材料としてお支払いをしていますのが約10万1000円になります。申しわけございませんでした。

○ 中森慎二委員

だから、トータルで幾らなんですか。10万1000円で全ての経費を賄っているということまで理解していいんですか。この検査、約400人の方をこの4項目の検査をするのに1年間にかかっている経費は11万円がいいんですか。

○ 伊藤嗣也委員長

ゆっくり計算してください。

○ 中森慎二委員

ちょっと出ないようなので、また資料ください。

それで、もう一つ、四日市の保健所に対する各市内の医療機関からの報告義務もあると思うんですね、感染症において。それらのものと市が独自で検査している400件ということとを合わせて、四日市市における平成28年度、平成29年度、平成30年度における総件数、陽性反応が出た実績みたいなところについて、資料でまた後日いただけませんか。よろしくをお願いします。

以上です。費用の部分とあわせて、さっきの。

○ 伊藤嗣也委員長

資料はどれぐらい。

○ 中森慎二委員

それは後日で結構です。

○ 伊藤嗣也委員長

資料のほうをよろしくをお願いします。

他にご質疑のある委員の方はおられますか。

追加資料に関して。追加資料がなければもう次、それ以外の質疑をお受けしますが、追加資料についてはよろしいでしょうか。

(なし)

○ 伊藤嗣也委員長

それでは、それ以外の質疑に入ります。よろしくお願いたします。

質疑のある委員の方、挙手にてお願いします。

○ 荒木美幸委員

風疹事業、これは国が予算をつけたことによりまして、拡充と新規と、さらには市単による事業もプラスして非常に重層な体制で対応していただけるということでありありがとうございます。

まず、年齢の39歳から56歳、男性対象というようなことで、これは、過去に公的な予防接種を受ける機会がなかった年齢ということで国のほうで設定をしているかと思いますが、一つ課題としては、この年齢がいわゆる働き盛りの年齢であるということもあり、平日は会社勤めの方が多いということで、なかなか医療機関に足を運ぶチャンスがどうしても少ないということが一つ課題として今挙がっておりますが、何かその点について、こういった工夫をするとかこういう啓発をするとかというプランニングはありますでしょうか。

○ 須藤健康福祉部参事兼健康づくり課長

今ご指摘いただきました点につきましては、もちろん啓発は重要でございますが、やはりそういうお忙しい方々に受けていただくというところで、国のほうからも、例えば特定検診であったりとか職域の検診に盛り込んでいきなさいという動きは当然出ておまして、その点につきましても、医療機関はもちろんでございますが、そういう健診事業者等の情報もこちらもキャッチしておまして、どういう形で一番受けていただくのが利便性が高いかというところを前向きに検討している状況でございます。

○ 荒木美幸委員

今課長がおっしゃったとおりの検診にという部分と、それから、もう一点、これはなかなか難しいかもわかりませんが、医療機関で、例えば休日であったり夜間、そういった対応をしていただけたところがあればいいのではないかというような、国もそういうふうに示していますので、あわせて少しその辺は調査研究をお願いしたいと思います。

○ 須藤健康福祉部参事兼健康づくり課長

その点につきましても、医療機関と今調整というか、お願いをしておるところでございますが、既に休日にやっているところでもありますとか、遅い時間に診療をやっていただいている先生もございますので、その点につきましてもあわせてお願いをしてみたいと思います。

○ 荒木美幸委員

せっかくのいい制度ですから、できる限りの方にお受けいただけるようお願いします。続いてよろしいでしょうか。

○ 伊藤嗣也委員長

はい、どうぞ。

○ 荒木美幸委員

当初予算資料の84ページの働く世代の健康づくり支援事業です。拡充ということで、がん検診の受診勧奨の実施ということで乳がんを挙げていただいております。乳がん検診については、個別受診勧奨が一定の効果があるということで拡充というふうに考えますが、実は私もその1人で、やはり個別の勧奨があって気がついて、行かなければということで慌てて行ったほうですので、一定の効果があるのかなと思っていますけれども、数値としては何か挙がっているのでしょうか、効果。

○ 須藤健康福祉部参事兼健康づくり課長

本市におきましては、40代、50代というところで毎年拡充を図ってまいりました。そのあたりにつきましては、受診率の伸びをこちらのほうも積算しておりまして、大体13.2%ぐらい伸びておるという状況で、あと、受けられていない方が10月末にいらっしゃった場合にはリコールということで再度勧奨もさせていただいておりますので、できるだけ多くの方に受けていただくというところと、その部分の効果も踏まえまして、60代まで拡充させていただくということで予定しております。

○ 荒木美幸委員

よろしく申し上げます。

それと、一つ確認させてください。実は私、勉強不足だったんですけども、今、胃がんで二重読影ということで実施をしていただいているんですが、乳がんも行っていますか。

○ 須藤健康福祉部参事兼健康づくり課長

実施いただいております。

○ 荒木美幸委員

ありがとうございます。

私が実はそれを知らずにおりまして、今回、自分で経験をして、乳がんも二重読影をきちんとやっていただいているんだということで、少し認識不足でした。そういったことも、せっかく二重読影という仕組みでより精度の高い検査を四日市は実施していただいていますので、しっかりと啓発もしていただくようお願いしたいと思います。

以上です。

○ 伊藤嗣也委員長

他にご質疑のある委員の方はおられますか。

○ 藤田真信委員

予算の資料になると思うんですけど、こころの健康づくり、13ページでしたかね。予算資料の13ページのこころの健康づくり支援事業でちょっとだけ教えていただきたいんですけども、相談をやっていただいている、延べ件数が平成29年度2738件ということで、一応、ぱっと3年分ぐらい調べたんですけど、年々増加傾向にあるということで間違いないと思うんですけども、件数がふえてきているのか、それとも、複数相談がふえてきているのか、その辺だけちょっと教えていただけますか。

○ 岡本保健予防課長

保健予防課、岡本でございます。

確かに年々相談件数もふえております。実人員、実際にご相談いただく方につきましても、ここの資料に平成28年度2249件というのが相談の延べ件数、実人員で数えさせていただきますと254人、平成29年度は2738件、実人員で言いますと277人ということで、やはり実人員のほうも伸びてきているというような状況でございます。

以上です。

○ 藤田真信委員

ありがとうございました。

複数回数相談を受ける方もふえている、実人員もふえてきているという実情は、やはりニーズが、ニーズと言ったら変な言い方なんですけれども、必要な事業であるということ間違いないので、もっともっとできれば拡充していただきますようお願い申し上げます。

意見だけで、以上です。

○ 伊藤嗣也委員長

ありがとうございました。

他にご質疑のある委員の方はおられますか。

(なし)

○ 伊藤嗣也委員長

なしという声をいただきましたので、他にご質疑もありませんので、健康福祉部所管の当初予算議案の4議案についての質疑はこの程度といたします。

それでは、これより各議案ごとに討論、採決を行いたいと思いますので、よろしく願います。

まず、議案第93号平成31年度四日市市一般会計予算、健康福祉部所管部分について、討論のある方は挙手にてご発言願います。

(なし)

○ 伊藤嗣也委員長

別段討論もないようですので、これより分科会としての採決を行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 伊藤嗣也委員長

なお、全体会に送るか否かは採決の後にお諮りをいたします。

反対表明もないため、簡易採決により行います。

議案第93号平成31年度四日市市一般会計予算、第1条歳入歳出予算、歳出第3款民生費、第1項社会福祉費（関係部分）、第2項児童福祉費（関係部分）、第3項生活保護費、第4項災害救助費、第5項国民健康保険費、第6項介護保険費、第4款衛生費、第1項保健

衛生費（関係部分）、第3項保健所費、第10款教育費、第1項教育総務費（関係部分）、第2条債務負担行為（関係部分）につきましては、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なし）

○ 伊藤嗣也委員長

ご異議なしと認め、本件は可決するものと決しました。

それでは、全体会審査へ送るべき事項について、委員の皆様方からご提案がございましたらご発言願います。

（なし）

○ 伊藤嗣也委員長

それでは、全体会に送らないことといたします。

〔以上の経過により、議案第93号 平成31年度四日市市一般会計予算、第1条歳入歳出予算、歳出第3款民生費、第1項社会福祉費（関係部分）、第2項児童福祉費（関係部分）、第3項生活保護費、第4項災害救助費、第5項国民健康保険費、第6項介護保険費、第4款衛生費、第1項保健衛生費（関係部分）、第3項保健所費、第10款教育費、第1項教育総務費（関係部分）、第2条債務負担行為（関係部分）について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する〕

○ 伊藤嗣也委員長

それでは、議案第95号についての討論、採決を行います。

これより議案第95号平成31年度四日市市国民健康保険特別会計予算についての討論、採決に移ります。

まず、討論のある方は挙手にてご発言願います。

（なし）

○ 伊藤嗣也委員長

討論もないようですので、これより分科会としての採決を行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 伊藤嗣也委員長

なお、全体会に送るか否かは採決の後にお諮りをいたします。

反対表明もないため、簡易採決により行います。

議案第95号平成31年度四日市市国民健康保険特別会計予算につきましては、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

○ 伊藤嗣也委員長

ご異議なしと認め、本件は可決するものと決しました。

それでは、全体会審査へ送るべき事項について、委員の皆様方からご提案がございましたらご発言願います。

(なし)

○ 伊藤嗣也委員長

それでは、全体会に送らないことといたします。

[以上の経過により、議案第95号 平成31年度四日市市国民健康保険特別会計予算について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する]

○ 伊藤嗣也委員長

これより議案第100号平成31年度四日市市介護保険特別会計予算についての討論、採決

に移ります。

まず、討論のある方は挙手にてご発言願います。

(なし)

○ 伊藤嗣也委員長

討論もないようですので、これより分科会としての採決を行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 伊藤嗣也委員長

なお、全体会に送るか否かは採決の後にお諮りをいたします。

反対表明もないため、簡易採決により行います。

議案第100号平成31年度四日市市介護保険特別会計予算につきましては、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

○ 伊藤嗣也委員長

ご異議なしと認め、本件は可決するものと決しました。

それでは、全体会審査へ送るべき事項について、委員の皆様方からの提案がございましたらご発言願います。

(なし)

○ 伊藤嗣也委員長

それでは、全体会に送らないことといたします。

[以上の経過により、議案第100号 平成31年度四日市市介護保険特別会計予算につい

て、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する]

○ 伊藤嗣也委員長

これより議案第101号平成31年度四日市市後期高齢者医療特別会計予算についての討論、採決に移ります。

まず、討論のある方は挙手にてご発言願います。

(なし)

○ 伊藤嗣也委員長

討論もないようですので、これより分科会としての採決を行いたいと思います。よろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 伊藤嗣也委員長

なお、全体会に送るか否かは採決の後にお諮りをいたします。

反対表明もございませんので、簡易採決により行います。

議案第101号平成31年度四日市市後期高齢者医療特別会計予算につきましては、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○ 伊藤嗣也委員長

ご異議なしと認め、本件は可決すべきものと決しました。

それでは、全体会審査へ送るべき事項について、委員の皆様方からご提案がございましたらご発言願います。

(なし)

○ 伊藤嗣也委員長

それでは、全体会に送らないことといたします。

〔以上の経過により、議案第101号 平成31年度四日市市後期高齢者医療特別会計予算
について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する〕

○ 伊藤嗣也委員長

続きまして、ここで理事者の一部入れかえを行いますので、どうしましょう。

(発言する者あり)

○ 伊藤嗣也委員長

よろしいですか。

それでは、残りの議案第129号からは月曜日に審査を行いたいと思いますので、本日は皆さん、ご苦労さまでございました。

16 : 20 閉議